

資料編

目 次

1. 条例・例規.....	1
資料 1-1 大宜味村防災会議条例	1
資料 1-2 大宜味村災害対策本部条例	2
資料 1-3 大宜味村防災会議委員名簿	3
2. 応援協定.....	4
資料 2-1 災害時の情報交換及び応援に関する協定（内閣府沖縄総合事務局長）	4
資料 2-2 備蓄食糧の保管及び搬出に関する協定書（沖縄県）	6
資料 2-3 沖縄県水道災害相互応援協定（県内市町村等 47 機関）	10
資料 2-4 大宜味村・日本下水道事業団災害支援協定	14
資料 2-5 災害時における飲料供給に関する協定書（沖縄コカ・コーラボトリング株式会社） ..	17
資料 2-6 災害時における飲料供給に関する協定書（沖縄ペプシビバレッジ株式会社） ..	21
資料 2-7 災害時応急対策業務協定書（大宜味村建設業者会）	26
資料 2-8 九州・山口 9 県災害時相互応援協定（九州・山口 9 県）	30
3. 様式等.....	34
資料 3-1 第 4 号様式（その 1）（災害概況即報）	34
資料 3-2 第 4 号様式（その 1）別紙	35
資料 3-3 第 4 号様式（その 2）（被害状況即報）	36
資料 3-4 第 4 号様式（その 1）（災害概況即報）記入要領	37
資料 3-5 第 4 号様式（その 2）（被害状況即報）記入要領	38
資料 3-6 災害報告様式第 1 号	39
資料 3-7 災害報告様式第 1 号補助表 1～9	40
資料 3-8 災害報告様式第 2 号	49
資料 3-9 災害報告様式第 3 号	50
資料 3-10 災害報告様式記入要領（災害報告取扱要領関係）	51
資料 3-11 り災証明様式	54
資料 3-12 自衛隊災害派遣要請書（依頼）	60
資料 3-13 自衛隊災害派遣部隊撤収依頼要請書	61
資料 3-14 緊急消防援助隊応援要請連絡	62
資料 3-15 行方不明者届出票	63
資料 3-16 遺体調書	64
資料 3-17 死体火葬許可申請書	65
資料 3-18 死体火葬許可証	66
資料 3-19 死胎埋火葬申請書	67
資料 3-20 死胎埋火葬許可証	68
資料 3-21 肢体火葬許可申請書	69

資料 3-22	肢体火葬許可証	70
資料 3-23	火葬場使用許可証	71
資料 3-24	水防活動実施状況報告書（別記第 1 号様式）	72
資料 3-25	水防活動実施状況報告書（別記第 2 号様式）	73
4.	輸送・交通関連	75
資料 4-1	車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書	75
資料 4-2	圏域別緊急輸送道路ネットワーク計画図（沖縄本島）	77
5.	村の状況・災害履歴関係	83
資料 5-1	人口	83
資料 5-2	就業者数	83
資料 5-3	土地利用	84
資料 5-4	指定・登録文化財一覧	84
資料 5-5	災害履歴	85
資料 5-6	気象概況	87
資料 5-7	沖縄県の過去における地震回数	89
資料 5-8	沖縄県における昭和以降の被害地震・津波・噴火	90
資料 5-9	過去 5 年間の火災発生状況	91
6.	水害、土砂災害関係	92
資料 6-1	二級指定河川	92
資料 6-2	急傾斜地崩壊危険箇所	93
資料 6-3	急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表	99
資料 6-4	土砂災害警戒情報の例	100
資料 6-5	津波警報及び津波注意報の標識（予報警報標識規則）	101
資料 6-6	避難促進施設一覧	101
7.	災害救助法関連	102
資料 7-1	沖縄県災害救助法施行細則（別表第 1、別表第 2）昭和 47 年沖縄県規則 19 号	102
資料 7-2	被害状況の判定基準	107
資料 7-3	災害救助法 様式集	109
8.	災害通信	133
資料 8-1	自衛隊の災害派遣要請系統図	133

1. 条例・例規

資料 1-1 大宜味村防災会議条例

大宜味村防災会議条例

昭和 56 年 7 月 2 日

条例第 16 号

改正 平成 12 年 3 月 16 日 条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、大宜味村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大宜味村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (2) 沖縄県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - (3) 沖縄県警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 国頭地区行政事務組合消防長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (8) その他特に必要と認め、村長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号の委員は、それぞれ若干人とする。
- 7 第 5 項、第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門に事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、沖縄県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議に議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 条例第 1 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

資料 1 - 2 大宜味村災害対策本部条例

大宜味村災害対策本部条例

昭和 47 年 5 月 15 日
条例第 22 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、大宜味村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 47 年 5 月 15 日から施行する。

資料 1 - 3 大宜味村防災会議委員名簿

【大宜味村防災会議委員名簿】

機 関 名	職 名	条例指定	任 期	備 考
大宜味村	村長	会 長	無し	
沖縄総合事務局	北部ダム統管理事務所 副所長	1号委員	〃	
沖縄県	北部土木事務所 所長	2号委員	〃	
沖縄県警察	名護警察署 警備課長	3号委員	〃	
大宜味村	副村長	4号委員	〃	
大宜味村教育委員会	教育長	5号委員	〃	
大宜味村	総務課長	4号委員	〃	
大宜味村	財務課長	〃	〃	
大宜味村	住民福祉課長	〃	〃	
大宜味村	会計課長	〃	〃	
大宜味村	企画観光課長	〃	〃	
大宜味村	産業振興課長	〃	〃	
大宜味村	建設環境課長	〃	〃	
大宜味村教育委員会	教育課長	〃	〃	
大宜味村議会事務局	事務局長	〃	〃	
国頭地区行政事務組合消防本部	消防長	6号委員	〃	
沖縄電力株式会社	名護支店長	7号委員	2年	
沖縄県農業協同組合	大宜味支店長	8号委員	〃	
大宜味村区長会	会長	〃	〃	
大宜味村商工会	会長	〃	〃	
大宜味村社会福祉協議会	会長	〃	〃	
羽地漁業協同組合	大宜味地区理事	〃	〃	
根路銘区自主防災会	会長	〃	〃	
国頭地区女性防火クラブ	大宜味支部長	〃	〃	
饒波区自主防災会	会長	〃	〃	

2. 応援協定

資料2-1 災害時の情報交換及び応援に関する協定（内閣府沖縄総合事務局長）

災害時の情報交換及び応援に関する協定

内閣府沖縄総合事務局長（以下「甲」という。）と、大宜味村長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、大宜味村の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 大宜味村で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
- (2) 大宜味村災害対策本部が設置された場合
- (3) その他甲又は乙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関する事
- (2) 公共土木施設（河川・砂防・海岸・道路・公園・下水道施設等）の被害状況に関する事
- (3) その他甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（応援の要請）

第5条 災害が発生、又は、発生するおそれがある場合、乙は必要に応じ甲へ口頭又は電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書にて応援要請を提出するものとする。

2 甲は、前項の要請を受け応援を行う場合は、乙に応援する旨を口頭または電話等により伝え、事後速やかに文書にて応援内容を通知するものとする。

（応援の実施）

第6条 甲は、応援にあたり乙からの応援要請に対して、災害対策用資機材及び人員配置の状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。

（平素の協力）

第7条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協 議)

第8条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協
議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成 24 年 9 月 12 日

甲) 内閣府沖縄総合事務局長 樋谷 裕司

乙) 大宜味村長 島袋 義久

資料 2-2 備蓄食糧の保管及び搬出に関する協定書（沖縄県）

備蓄食糧の保管及び搬出に関する協定書

沖縄県知事 仲井眞 弘多（以下「甲」という。）と大宜味村長 島袋 義久（以下「乙」という。）とは、地震や風水害その他災害が発生または発生のおそれがある場合や、防災・減災対策の取り組みにおいて特に必要を要する場合に、甲が所有する備蓄食糧の保管及び搬出に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、東日本大震災を踏まえ、市町村の備蓄体制が整うまでの間、県が緊急に購入した備蓄食糧を市町村で保管・管理し、災害時等において住民に対して提供することを目的とする。

（備蓄食糧の種類）

第 2 条 乙において保管する備蓄食糧の種類は、カンパン及びペットボトル飲料水とする。

（保管場所）

第 3 条 備蓄食糧は乙が指定する建物内において保管するものとする。

（適正管理）

第 4 条 乙は、保管場所において備蓄食糧の適正な管理を行う。

2 乙は、備蓄食糧の計画的な補充や住民等への提供に努めるものとする。

（費用等）

第 5 条 備蓄食糧の保管や住民等への提供に係る費用は、乙の負担とする。

（備蓄食糧の搬出）

第 6 条 乙は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用が見込まれる災害において備蓄食糧の搬出が必要な場合、住民等への提供を行うものとする。

2 乙は、前項に関わらず、避難訓練や防災教育等で住民等に備蓄食糧の提供が必要な場合は、予め甲の承認を受けなければならない。

（要請及び記録の作成等）

第 7 条 乙は、前条に定める対応について、別記様式 1 による備蓄食糧の住民等への要請書を、甲に提出するものとする。

2 乙は、別記様式 2 による備蓄食糧数量報告書を、甲が別に定める期日に提出するものとする。

（損害賠償）

第 8 条 乙は、自己の責に帰すべき理由により甲に損害を与えた場合は、その損害に相当する金額を、損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、自然災害等によりやむを得ない場合はこの限りではない。

（協議事項）

第 9 条 この協定に定めるもののほか、保管を行うに際し必要な事項については、双方の協議のうえ別紙のとおり定めるものとし、定めた事項を変更する必要がある場合は、その都度協議のうえ変更するものとする。

（保管期間）

第 10 条 この協定は、協定の締結日から有効とし、備蓄食糧の保存期限に達したときまで効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 24 年 4 月 3 日

甲 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

沖縄県知事 仲井眞 弘多

乙 沖縄県国頭郡大宜味村字大兼久 1 5 7 番地

大宜味村長 島袋 義久

備蓄食糧の保管に関して別途定める事項(案)

平成24年4月3日付で締結した備蓄物資の保管に関する協定書第9条の規定により、協議のうえ別途定める事項は下記のとおりとする。

(備蓄食糧の数量等)

- 1 乙が保管する備蓄食糧の数量等は、次のとおりとする。
 - (1) カンパン 2箱
規格 1/4斗缶16食入4缶 5年保存可(1箱64食入)
 - (2) ペットボトル飲料水 3ケース
規格 500ml 5年保存可(1ケース24本入)

(保管場所)

- 2 保管場所の所在地及び名称は、次のとおりとする。
大宜味村字大兼久157番地 大宜味村役場 放送室

(連絡責任者)

- 3 備蓄食糧の搬入・搬出等に関する連絡責任者は、次のとおりとする。
 - 甲 沖縄県知事公室防災危機管理課長 TEL 098-866-2143
 - 乙 大宜味村役場総務課長 TEL 0980-44-3001

(連絡事項)

- 4 乙は、備蓄食糧の保管場所に特に異常が認められた場合には、甲に連絡するものとする。

平成24年4月3日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事 仲井眞 弘多

乙 沖縄県国頭郡大宜味村字大兼久157番地

大宜味村長 島袋 義久

備蓄食糧の住民等への提供要請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

大宜味村長

「備蓄食糧の保管及び提供に関する協定書」に基づき、下記のとおり備蓄食糧の住民等への提供を要請します。

記

1. 住民等への提供を要請する事由

2. 提供する備蓄食糧の内容等

提供する備蓄食糧の内容	数量 (箱)	備蓄食糧の取引場所	備考
カンパン (1/4 斗缶 16 食入 4 缶)			
ペットボトル飲料水 (500ml・24 本入り)			

備蓄食糧数量報告書

年 月 日
(年 月 日現在)

沖縄県知事 殿

市町村名 :
課 名 :
担当者名 :
電 話 :

下記のとおり備蓄食糧の保有数量を報告します。

記

品 名	数 量 (箱)	保管場所
カンパン (1/4 斗缶 16 食入 4 缶)		
ペットボトル飲料水 (500ml・24 本入り)		
【特記事項】		

資料 2-3 沖縄県水道災害相互応援協定（県内市町村等 47 機関）

沖縄県水道災害相互応援協定

（趣 旨）

第 1 条 この協定は、沖縄県下において災害が発生し、災害を受けた水道施設を有する水道事業者独自の努力では十分な応急措置が出来ない場合において、被災水道事業者の要請により県下水道事業者の相互間の応援を円滑に遂行するため締結する。

（災害の種類）

第 2 条 この協定における災害とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第 2 条第 1 号に定める被害および濁水、重大な水道水質被害等によるものをいう。

（要請の手続き）

第 3 条 応援を受けようとする被災水道事業者(以下「要請事業者」という。)は、別に定める事項を明らかにして応援を要請したい水道事業者へ要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 応援を行おうとする水道事業者(以下「応援事業者」という。)は、特に緊急を要し、要請事業者が前項に定める要請ができないと判断される場合は、別に定める圏域幹事水道事業者と連絡調整のうえ、前項の要請を待たないで応援給水等を行うことができる。この場合には、前項の応援要請があったものとみなす。

（経費の負担）

第 4 条 応援に要した費用は、原則として要請事業者が負担するものとする。

2 要請事業者が前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ要請事業者から要請があつた場合には、応援事業者が当該経費を一時立替支弁する。

3 前項の定めによりがたい場合は、関係水道事業者が協議して定めるものとする。

（調達物資等の調査）

第 6 条 水道事業者は、相互応援の円滑な実施及び災害時に必要な物資等の融通を図るため、災害時に調達できる援助物資等について常に把握しておくものとする。

（情報の交換）

第 7 条 水道事業者は、この協定に基づいて応援体制が円滑に行われるよう、年 1 回会議を持ち、情報を相互に交換するものとする。

（実施細目）

第 8 条 この協定の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

（協 議）

第 9 条 この協定に定めのない事項及び内容に疑義が生じた場合には、第 7 条に定める会議において協議して定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため本協定書を 47 通作成し、各水道事業者が記名押印の上各自 1 通を保有するものとする。

平成 15 年 3 月 27 日

付 則

1 この協定は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

国頭村長 上原康作

大宜味村長 島袋義久

東村長 宮城茂

本部町水道事業管理者
本部町長 仲榮眞盛順

今帰仁村水道事業管理者
今帰仁村長 仲里吉徳

名護市水道事業管理者
名護市長 岸本建男

伊江村長 島袋清徳

宜野座村水道事業管理者
宜野座村長 浦崎康克

恩納村長 志喜屋文康

金武町水道事業管理者
金武町長 儀武剛

石川市水道事業管理者
石川市長 平川崇賢
具志川市水道事業管理者
水道局長 森山朝眞

与那城町長 具志堅順助

勝連町長 藏當眞徳

読谷村水道事業管理者
読谷村長 安田慶造

嘉手納町長 宮城篤実

沖縄市水道事業管理者
水道局長 富里隆也

中城村長 新垣清徳

北中城村水道事業管理者
北中城村長 喜屋武馨

宜野湾市水道事業管理者
水道局長 喜瀬昭夫

西原町長 翁 長 正 貞

北谷町長 辺 土 名 朝 一

浦添市水道事業管理者
水道局長 積 洋 一

沖縄県公営企業管理者
企業局長 與 那 嶺 恒 雄

那覇市水道事業管理者
水道局長 高 嶺 晃

南部水道企業団
企業長 城 間 正 一
豊見城市水道事業管理者
豊見城市長 金 城 豊 明

糸満市水道事業管理者
水道局長 仲 門 用 孝

佐敷町水道事業管理者
佐敷町長 津 波 元 徳

知念村簡易水道事業
知念村長 古 謝 景 春

与那原町水道事業管理者
与那原町長 新 垣 信 一

玉城村水道事業管理者
玉城村長 大 城 晃

久米島町水道事業管理者
久米島町長 高 里 久 三

渡嘉敷村長 小 嶺 安 雄

座間味村長 仲 村 三 雄
粟国村長 新 里 政 雄

渡名喜村長 比 嘉 健 蔵

南大東村長 照 屋 林 明

北大東村長 宮 城 光 正

伊平屋村長 西 銘 真 助

伊是名村長 前 田 政 義

多良間村長 兼 濱 朝 徳

伊良部町長 浜 川 健

宮古島上水道企業団
企業長 渡 真 利 光 俊

竹富町長 那 根 元

石垣市水道事業管理者
石垣市長 大 濱 長 照

与那国町長 尾 辻 吉 兼

資料 2-4 大宜味村・日本下水道事業団災害支援協定

大宜味村・日本下水道事業団災害支援協定

大宜味村（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

- 第 1 条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。
- 2 この協定は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 15 条の 2 に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

- 第 2 条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。
- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
 - 二 その他甲と乙の協議により定めるもの
- 2 この協定の対象となる下水道施設は、次に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。
- 一 大宜味浄化センター

（災害支援の内容）

- 第 3 条 乙が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。
- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
 - 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和 26 年政令第 107 号）第 5 条第 1 項の規定による災害報告に必要な資料の作成
 - 三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
 - 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
 - 五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

- 第 4 条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装筐を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。
- 2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

- 第 5 条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第 3 条に規定する災害支援を行うものとする。

（災害支援の完了の報告）

- 第 6 条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

（費用の負担）

- 第 7 条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第 3 条第 1 号及び第 2 号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。
- 2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

- 3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第 8 条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

- 2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第 9 条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- 一 甲の事務局 大宜味村 建設環境課
- 二 乙の事務局 日本下水道事業団 九州総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和 4 年 9 月 30 日までとする。

(現況届の提出)

第 11 条 甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。

- 2 甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況と届けを乙に提出するものとする。
- 3 前二項に定める現況届は、別記様式によるものとする。

(その他)

第 12 条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本署 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々 1 通を保有する。

令和 3 年 10 月 1 日

甲 沖縄県国頭郡大宜味村字大兼久 15 7 番地
大宜味村
代表者 村長 宮城功光

乙 東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号
日 下水道事業団
代表者 理事長 森岡泰裕

別記様式

年 月 日

日本下水道事業団 理事長 殿

災害支援協定に係る現況届

大宜味村・日本下水道事業団災害支援協定第11条に基づき現況届を提出します。

市町村名				
担当部署名				
担当者役職及び氏名①				
担当者役職及び氏名②				
災害時 緊急連絡先	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
維持管理 委託先	業者名			
	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
対象施設名				
		ルート図	一般平面図	水位関係図
最新図面作成年月日				
		設備フロー図	施設平面図	断面図
最新図面作成年月日				
留意事項				

- ※1 ご担当者様は2名以上ご登録願います。
- ※2 災害時緊急連絡先が複数ある場合は「、」で区切ってご記入願います。
- ※3 維持管理委託先がない場合は、「維持管理委託先」欄をご記入いただく必要はありません。維持管理委託先が複数ある場合は、行を増やしてご記入願います。
- ※4 「対象施設名」欄は、対象施設ごとに対象施設名及び最新の図面の作成年月日を記載してください。また、施設が複数ある場合は別紙を作成するか、行を増やしてご記入願います。
- ※5 「留意事項」欄は、災害支援時に留意すべきことがあればご記入願います。

資料 2-5 災害時における飲料供給に関する協定書（沖縄コカ・コーラボトリング株式会社）

災害時における飲料供給に関する協定書

大宜味村役場（以下「甲」という。）と沖縄コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における飲料供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条

この協定は、村内で発生した災害等（地震、津波、暴風、豪雨、洪水）その他の異常な自然現象又は大規模な火事、又は爆発、その他のその及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。）により、社会生活や人命に受ける被害が発生した場合において、甲は乙から物資の供給を受けて、より速やかに、かつ円滑に当該飲料を被災者に対して供給できるようにすることを目的とする。

（物資の供給）

第2条

- 1 甲は、災害時における応急処置の為、緊急時に飲料の供給が必要となった場合は、品目、数量、納入場所、納期等を明示した災害時における飲料の供給協力要請書（様式第1号）により、飲料の供給を要請する。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。ただし、乙が緊急と判断した場合は要請の有無に関わらず供給を行い、事後速やかに甲へ報告を行う。
- 3 甲は、乙の供給する飲料の出荷納品を確認した上で、災害時における飲料の供給協力確認受領書（様式第2号）を交付し、これを引き取るものとする。ただし、緊急の場合は、甲乙双方は、口頭で確認し、事後速やかに甲は乙に文書により交付するものとする。

（飲料供給の範囲及び数量）

第3条

乙が甲に供給する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な数量とする。

- （1）ミネラルウォーター
- （2）その他飲料水

（飲料の運搬、引渡）

第4条

- 1 飲料の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。
- 2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、飲料内容を確認のうえ引き取るものとする。

(物資の価格)

第5条

乙が甲に供給する価格は、災害発生直前の価格を基準として、甲乙協議して、これを定めるものとする。

(費用の請求及び支払い)

第6条

- 1 乙は、物資の引き渡し完了したときは、甲が定める請求書により、甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の請求書を受領したときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

(改正又は廃止)

第7条

甲又は乙がこの協定を改正し、又は廃止しようとするときは、その3か月前までに相手側に通告しなければならない。

(疑義等の決定)

第8条

この協定書に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名・押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年5月16日

甲 大宜味村役場
沖縄県国頭郡大宜味村字大兼久157番地
大宜味村長 島袋 義久

乙 沖縄コカ・コーラボトリング株式会社
浦添市伊祖5-14-1
代表取締役社長 高橋俊夫

沖縄コカ・コーラボトリング(株) 宛て
 (コールセンター)
 TEL 098-877-5255
 FAX 098-877-3752

災害時における物資供給協力要請書

次のとおり、物資供給協力を要請いたします。

例

納入場所			現場担当者名	
			及び連絡先	
品目	規格	数量	納期	備考
アクアハ [®] リエー	2リットル 1c/s (6本入り)	50 c /s	○月○日 AM10:00	

大宜味村
 担当者 _____ 印
 TEL _____
 FAX _____

災害時における物資の供給協力確認受領書

年 月 日付、第 号の「災害時における物資供給協力要請書」に基づき
次のとおり物資を受領したことを確認いたします。

例

品目	規格	数量	納期	備考
アクアバリュー	2リットル 1c/s（6本入り）	50c/s	○月○日 AM10:00	

物資受領確認書	印
納入担当者	印

資料 2-6 災害時における飲料供給に関する協定書（沖縄ペプシバレッジ株式会社）

災害時における飲料供給に関する協定書

大宜味村長 島袋 義久（以下、「甲」という。）と沖縄ペプシバレッジ株式会社 代表取締役社長 多賀 良則（以下、「乙」という。）とは、災害時における飲料供給に関し、以下のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、甲において災害時が発生した場合における、甲に対する乙の飲料供給の協力について定めることを目的とする。

第2条（定義）

この協定で「災害時」とは、地震・噴火・津波・台風等の発生により水道・電気等の通常のライフラインが絶たれたときを指す。

第3条（災害時における飲料供給及び要請方法）

乙は、災害時に甲から飲料供給の要請があった場合、その要請に応えるよう万全を期すものとする。

- 2 甲は、前項の乙への要請を添付別紙1「飲料供給要請書」により行うことができる。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに「飲料供給要請書」を提出するものとする。
- 3 前項の連絡を受けた場合、乙はできる限り早く供給可能な飲料の数量、運送可能な場所・日時等を添付別紙2「供給可能数量報告書」により甲に連絡する。

第4条（飲料供給の範囲及び数量）

甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な数量とする。

- (1) ミネラルウォーター
- (2) その他飲料

第5条（飲料の運搬、引渡）

飲料の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し飲料内容を確認のうえ引き取るものとする。

第6条（費用）

この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び運搬費用等の乙が供給に要した費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定による費用は、飲料供給終了後、乙の提出する請求書に基づき、災害時直前における適正な対価・費用等を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

第7条（連絡窓口）

この協定に関する連絡窓口は、添付別紙3「災害時緊急連絡体制表」のとおりとする。

第8条（有効期間）

この協定の有効期間は、この協定締結の日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれよりも異議の申し出がない限り、この契約は更に1年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。

第9条（協議）

この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙が誠意をもって協議し、円満解決をはかるものとする。

以上、この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年10月20日

甲 大宜味村字大兼久157
大宜味村長 島袋 義久

乙 沖縄県宜野湾市大山7-5-2
沖縄ペプシビバレッジ株式会社
代表取締役社長 多賀 良則

飲料供給要請書

沖縄ペプシビバレッジ株式会社

様

大宜味村長

「災害時における飲料供給に関する協定」第3条第2項に基づき、次のとおり要請します。

なお、同協定第3条第3項により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

1. 要請書番号	No.
2. 飲料水の種類・数量	
3. 引渡日時(納入希望日)	年 月 日 時 分
4. 引渡場所	
5. 引渡方法	
6. 連絡先	
<備考>	

供給可能数量報告書

大宜味村長 様

沖縄ペプシビバレッジ株式会社

「災害時における飲料供給に関する協定」第3条第3項に基づき、当社の供給可能数量を次のとおり報告します。

1. 要請書受領日時	年 月 日 時 分
2. 要請書番号	No.
3. 供給可能飲料水の種類・数量	
4. 引渡日時(納入日時)	年 月 日 時 分
5. 引渡場所	
6. 引渡方法	
7. 連絡先	
<備考>	

災害時緊急連絡体制表

甲：大宜味村

連絡順位	緊急連絡先		
①	総務課	電話番号	0980-44-3001
		FAX番号	0980-44-3139
		E-MAIL	soumu@vill.ogimi.okinawa.jp

乙：沖縄ペプシビバレッジ株式会社

連絡順位	緊急連絡先		
①	オペレーション部 部長 宮城 宏之	電話番号	098-897-5181
		FAX番号	098-897-4421
		E-MAIL	Miyagi444@opb.sgn.ne.jp
②	名護出張所マネージャー 金城 英行	電話番号	0980-53-3712
		FAX番号	0980-53-3697
		E-MAIL	h-kinjyo@opb.sgn.ne.jp
③	開発部 名護開発担当課長 宇良 宗晃	電話番号	0980-53-3712
		FAX番号	0980-53-3697
		E-MAIL	ura@opb.sgn.ne.jp

災害時応急対策業務協定書

（目的）

第1条 大宜味村（以下「甲」という。）と大宜味村建設業者会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策を実施するため、この協定を締結する。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1項に規定する災害。
- （2）応急対策 災害の発生が予測されるとき機能保全及び災害が発生したときの機能復旧のための応急工事をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、応急対策を実施する必要があると認められるときは、応急対策業務実施要請書（様式第1号）により乙に協力を要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、文書を作成する時間的余裕がない場合は、電話その他の通信手段により要請した後に文書を提出することができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、甲の定めた職員の指示に従い、又は要請事項に従い業務を行うものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前条の業務を実施するときは、随時その経過について甲に報告するとともに、当該業務が完了したときは、応急対策業務完了報告書（様式第2号）により速やかに甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、応急対策の実施に関する事項の伝達並びにこれに関連する連絡の確実及び円滑に図るため事前に双方の連絡責任者を定めておくものとする。

（経費の負担）

第7条 この協定に基づく応急対策の実施に要した費用については、甲が実費弁償する。

（協定の効力及び更新）

第8条 この協定の効力は、締結の日から起算して1年とする。ただし、甲又は乙のいずれかが異議を示さないときは、更に1年更新されるものとし、以後の期間についても同様とする。

2 甲又は乙が協定を更新しない場合は、この協定の期間が満了する30日前までに甲又は乙がそれぞれの相手方に文書をもって協定を更新しない旨の通知をするものとする。

（補則）

第9条 現に甲が乙に要請し、乙が実施した災害時の応急対策に係る甲と乙の債権債務の関係は、この協定をもって契約を締結があったものとみなす。

第10条 この協定は、災害時における応急対策の実施についてのみ効力を有し、それ以外の甲と乙の関係を何ら拘束するものではないことを確認する。

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年 月 日

甲 : 大宜味村字大兼久157

大宜味村長 島袋 義久

乙 : 大宜味村字喜如嘉1117-1

大宜味村建設業者会

会 長 前田 孝明

年 月 日

応急対策業務実施要請書

大宜味村建設業者会
会長 様

(要 請 者)
大宜味村長

1. 災害の状況及び応援を必要とする事由（構造物の応急復旧、その他）

2. 支援を必要とする建設資材機械等の車種、台数及び員数

車 種	規 格	台数	従事人数

3. 支援を必要とする日時、場所及び期間

(1) 派遣希望日時

(2) 派遣場所

(3) 派遣期間

4. 現場責任者

5. その他必要な事項

年 月 日

応急対策業務完了報告書

(要請者)
大宜味村長 様

大宜味村建設業者会
建設業者名 ㊟

1. 支援に従事した事業者名

2. 出動した建設資材機械等の車種、台数及び員数

車 種	規 格	台数	従事人数

3. 支援内容及び場所

4. 支援に従事した期間

5. その他

大宜味村建設業者会
会長 ㊟

資料 2-8 九州・山口 9 県災害時相互応援協定（九州・山口 9 県）

九州・山口 9 県災害時相互応援協定

（趣旨）

第 1 条 この協定は福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口 9 県」という。）において、大規模な災害が発生し、被災県独自では十分に応急措置が実施できない場合において、九州・山口 9 県相互間の応援を円滑に行うために必要な事項について定めるものとする。

（応援項目）

第 2 条 応援項目は、次のとおりとする。

- 一 災害応急措置に必要な職員の派遣
- 二 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- 三 避難・収容施設及び住宅の提供
- 四 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- 五 医療支援
- 六 その他災害応急措置の応援のため必要な事項

（協定の運用体制）

第 3 条 本協定の円滑な運用を図るため、幹事県及び副幹事県をおく。

- 2 幹事県は、本協定の定めるところにより、協定運用の総合調整に当たる。
- 3 副幹事県は、幹事県が被災等によりその事務を遂行できない場合において、幹事県の事務を代行する。
- 4 幹事県及び副幹事県は別に定める九州・山口 9 県の輪番によるものとし、その任期は 1 年とする。
- 5 各件は本協定の運用に関する総合連絡各担当部局及び前条各号に定める応援項目ごとの担当部局をあらかじめ定め、災害が発生した時は、総合連絡担当部局通じ速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援要請手続等）

第 4 条 応援を受けようとする被災県は、災害の状況及び必要とする応援内容を明らかにして、直ちに電話又はファクシミリ等により関係県に対して応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- 2 前項の応援要請を受けた県は、実施しようとする応援内容を被災県に通知するものとする。
- 3 前 2 項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、第 2 条各号に定める応援項目ごとに別に定める。
- 4 被災県は、第 1 項の規定により関係県に対して個別に応援要請をするいとまがない時は、幹事県に対して一括して応援を要請できるものとする。
- 5 幹事県は、前項の規定により応援要請を一括して受けた時は、速やかに各県に通報し、実施しようとする応援内容を取りまとめ、被災県に通知するものとする。
- 6 被災県以外の県は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、第 1 項又は第 4 項の要請ができない状況にあると判断される時は、動向の要請を待たないで、幹事県の調整の下に必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、動向の要請があったものとみなす。

（応援部隊の指揮等）

第 5 条 応援部隊は、応急措置の実施については、応援を受ける県の指揮の下に行動するものとする。

- 2 応援を受けるべき被災県がしき不能の場合は、応援部隊は幹事県の調整の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第 6 条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。

- 2 応援を受けた県が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた県から要請があった場合には、応援した県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の各県の任務)

第7条 幹事県は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に定める事務を行う。

- 一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡先により、それらを更新し、各県へ提供すること。
- 二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。
- 三 他の広域応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。
- 四 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務。

2 第3条5項に定める各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

(適用)

第9条 この協定は、平成7年11月8日から適用する。

この協定の締結を証するため、各県知事記銘押印のうえ、各1通を保管する。

平成7年11月8日

福岡県知事	佐賀県知事	長崎県知事	熊本県知事
大分県知事	宮崎県知事	鹿児島県知事	沖縄県知事

九州・山口 9 県災害時相互応援協定運営要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、九州・山口 9 県災害時相互応援協定（以下「協定」という。）の運営に関し、必要な総括的事項を定めるものとする。

(幹事県及び副幹事県等)

第 2 条 協定第 3 条第 4 項の規定に基づき定める幹事県及び副幹事県の輪番は、会計年度ごとに別表第 1 のとおりとする。

2 幹事県及び副幹事県が共に被災した場合は、各県は、協議の上、必要に応じ速やかに次期幹事県又は副幹事県を臨時的幹事となる県として選定するものとする。

(各県の総合連絡担当部局)

第 3 条 協定第 3 条第 5 項の規定に基づき定める協定の運用に関する各県の総合連絡担当部局は別表第 2 のとおりとする。

2 前項の総合連絡担当部局は、協定第 2 条第 6 号に定める事項を併せて担当することとする。

(応援要請に係る手続等の細目)

第 4 条 協定第 4 条各号（第 3 項除く。）の規定に基づく応援の要請、通知等は、原則として各県の総合連絡担当部局を通じて行うものとする。

2 協定第 4 条第 3 項の規定に基づく応援要請に係る手続等の細目は、協定第 2 条第 1 号から第 5 号までに規定するものについては、応援内容ごとに別に定める実施要領等による。

3 被災県は、協定第 2 条第 6 号に規定する事項について応援を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして要請を行うものとする。

一 協定第 2 条第 2 項から第 5 号までの応援項目以外に係る物資の提供、資機材の貸与等（以下「その他の物的応援」という。）を要請しようとする場合にあっては、必要とする物質、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段

二 その他の物的応援以外の応援を要請しようとする場合にあっては、必要とする応援の具体的内容

4 前項の要請を受けた関係者は、次の各号に掲げる事項を明らかにして被災県に対して通知を行うものとする。

一 その他の物的応援を実施しようとする場合にあっては、提供、貸与等の対象となる物質、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段

二 その他物的応援以外の応援を実施しようとする場合にあっては、応援の具体的内容

(経費の負担基準)

第 5 条 協定第 6 条第 1 項の規定に基づき応援を受けた件が負担すべき経費の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 職員の派遣に係る次の経費

ア 応援をした県が定める規定により算定した応援に係る職員の旅費の額及び諸手当の額

イ その他応援を受けた県と応援をした県が協議して定めた経費

二 提供を受けた物資の購入費及び輸送費

三 貸与を受けた資機材の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

四 提供を受けた施設の借上料（被災者が負担すべきものを除く。）

五 前各号に係る応援以外の応援を受けた場合にあっては、当該応援に要した経費

2 協定第 6 条第 2 項の規定に基づき応援をした件が応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、前項の基準により算定した額の応援を受けた県に請求するものとする。この場合において、両県が前項の基準により難いと認めるときは、別に協議の上前項の基準によることなく負担関係を定めることを妨げないものとする。

(職員の公務災害補償)

第 6 条 応援した県の職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員公務災害補償法（昭和 42 年法律第 122 号）の定めるところによるものとする。

附則

この要領は、平成7年11月8日から施行する。

別表第1 幹事県及び副幹事県の任期及び輪番

任期	幹事県	副幹事県
平成16年度	福岡県	長崎県
平成17年度	佐賀県	熊本県
平成18年度	長崎県	大分県
平成19年度	熊本県	宮崎県
平成20年度	大分県	鹿児島県
平成21年度	宮崎県	沖縄県
平成22年度	鹿児島県	山口県
平成23年度	沖縄県	福岡県
平成24年度	山口県	佐賀県

注) 平成25年度以降は、上記輪番を繰り返すものとする。

別表第2 各県の総合連絡担当部局

福岡県	総務部	消防防災安全課
佐賀県	総括本部	消防防災課
長崎県	総務部	危機管理・消防防災課
熊本県	総務部	消防防災課
大分県	生活環境部	消防防災課
宮崎県	総務部	危機管理局
鹿児島県	危機管理局	危機管理防災課
沖縄県	知事公室	防災危機管理課
山口県	総務部	消防防災課

3. 様式等

資料3-1 第4号様式（その1）（災害概況即報）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分						
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟	
		不明		人	軽傷		人		半壊		棟	床下浸水		棟	
									一部破損		棟	未分類		棟	
119番通報の件数															
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)								
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の状況														
	その他都道府県又														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

資料 3-3 第 4 号様式 (その 2) (被害状況即報)

第 4 号様式 (その 2)

(被害状況即報)

都道府県	区 分			被 害	区 分	被 害	災害 対策 本部	等 の 設 置 状 況	都道府県	市町村				
災害名 ・ 報告番号	災害名			田 流失・埋没 冠 水 ha	ha	公立文教施設					千円	災害 対策 本部	等 の 設 置 状 況	都道府県
	第	報				農林水産業施設	千円							
報告者名		(月 日 時現在)			畑 流失・埋没 冠 水 ha	ha	公共土木施設	千円	災害 救助 法	適 用 市 町 村 名	計			
				その他の公共施設			千円							
区 分				文教施設	箇所	小 計		災害 救助 法	適 用 市 町 村 名	計				
被 害				病院	箇所	公共施設被害市町村数					団 体			
人的被害	死者	人		道路	箇所	そ の 他	農業被害	千円	災害 救助 法	適 用 市 町 村 名				
	行方不明者	人		橋りょう	箇所		林業被害	千円						
	負傷者	重傷	人		河川		箇所	畜産被害			千円			
		軽傷	人		港湾		箇所	水産被害			千円			
住 家 被 害	全壊	棟		砂防	箇所	そ の 他	商工被害	千円	災害 救助 法	適 用 市 町 村 名				
		世帯		清掃施設	箇所		その他	千円						
	半壊	棟		崖くずれ	箇所			被害総額			千円	1 1 9 番通報件数		
		世帯		鉄道不通	箇所		被害総額				千円		件	
	一部破損	棟		被害船舶	隻			災害 の 概 況						
		世帯		水道	戸									
	床上浸水	棟		電話	回線		応 急 対 策 の 状 況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)						
		世帯		電気	戸									
		床下浸水	棟		ガス							戸		
			世帯		ブロック塀等							箇所		
非住家	公共建物 その他	棟		り災世帯数	世帯	自衛隊の災害派遣	その他							
		棟		り災者数	人									
		棟		建物	件									
				火災発生	件									
					危険物	件								
					その他	件								

※ 1 被害額は省略することができるものとする。

※ 2 1 1 9 番通報の件数は、1 0 件単位で、例えば約 1 0 件、3 0 件、5 0 件 (5 0 件を超える場合は多数) と記入すること。

資料 3-4 第 4 号様式（その 1）（災害概況即報）記入要領

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第 1 報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

（ア）発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

（イ）災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119 番通報の件数を記入する欄については、第 3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119 番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

（ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

（イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

（ウ）自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

（エ）その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。

なお、避難勧告等の発令状況については、第 4 号様式（その 1）別紙を用いて報告をすること。

資料 3-5 第 4 号様式（その 2）（被害状況即報）記入要領

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

（ア）災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

（イ）災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

（ウ）災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

資料 3-6 災害報告様式第 1 号
 災害報告様式第 1 号

災 害 確 定 報 告

市町村名		区分		被害	
災害名	災害名	田	流出・埋没	ha	
			冠水	ha	
確定年月日	月 日 時確定	畑	流出・埋没	ha	
			冠水	ha	
報告者名		文教施設		箇所	
		病院		箇所	
		道路		箇所	
		橋りょう		箇所	
		河川		箇所	
		港湾		箇所	
		砂防		箇所	
		清掃施設		箇所	
		崖くずれ		箇所	
		鉄道不通		箇所	
		被害船舶		隻	
		水道		戸	
		電話		回線	
		電気		戸	
		ガス		戸	
		ブロック塀等		箇所	
		り災世帯数		世帯	
		り災者数		人	
		建物		件	
		危険物		件	
		その他		件	
非住家		公共建物		棟	
		その他		棟	

区分		被害		1 設置 年 月 日 時 分	
公文教施設	千円			2 廃止 年 月 日 時 分	
農林水産業施設	千円			3 避難状況	
公共土木施設	千円			4 応援要請の概要	
その他の施設	千円			5 応急措置の概要	
小計	千円			6 救助活動の概要	
公共施設被害市町村数	団体			7 その他の措置	
その他	農業被害	千円		災害救助法の適用 有・無	
	林業被害	千円		消防職員出動延人数 人	
	畜産被害	千円		消防団員出動延人数 人	
	水産被害	千円			
	商工被害	千円			
	その他	千円			
被害総額	千円				
備考	災害発生場所				
	災害発生年月日				
	災害の概況				
	消防機関の活動状況				
その他(避難の勧告・指示の状況)					

※1 被害額は省略できるものとする。
 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

災害報告様式第1号補助表2

農林水産業施設被害

市町村名 ()

被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注 1. この表は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象になる施設について記入する。
 2. 「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁港等の名称を記入する。

災害報告様式第1号補助表3

公共土木施設被害

市町村名 ()

管理者市町村	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
				千円	

- 注 1. この表は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設について記入する。
 2. 「管理者」の欄は、施設を管理する国、県、市町村の団体名ごとに記入する。
 3. 「災害施設名」の欄は、路線名、河川名、港湾名、海岸名、橋梁名、砂防設備等を記入する。

災害報告様式第1号補助表4

その他の公共土木施設被害

市町村名 ()

管 理 者 市 町 村	被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
				千円	
計					

災害報告様式第1号補助表5

農 産 被 害

1. 農作物被害

市町村名 ()

農産物等名	総栽培面積	被害面積	被害減収量	単価	被害金額	備考

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注 1. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えばビニールハウス等を記入する。

災害報告様式第1号補助表6

林 産 被 害

1. 農作物等被害

市町村名 ()

林産物等名	被害数量	被害金額	備考

2. 施設被害

林産物等名	被害数量	被害金額	備考
		千円	

注 1. 「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。
 2. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

災害報告様式第1号補助表7

畜 産 被 害

1. 畜産等及び蚕繭被害

市町村名 ()

家畜等及び蚕繭被害	被害数量	単価	被害金額	備考

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば畜舎等を記入する。

災害報告様式第1号補助表8

水 産 被 害

市町村名 ()

1. 船舶被害

規 模	隻 数	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

2. 漁具被害水産物等被害

種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

3. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

- 注 1. 漁船被害の「被害程度」の欄は、滅失、大破、中破、小破等を記入する。
 2. 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば養殖施設等を記入する。

災害報告様式第1号補助表9

商 工 被 害

市町村名 ()

被 害 種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	
計			

注 1. 「被害種類」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

資料3-8 災害報告様式第2号

第2号様式 災害中間年報

市町村名 (大宜味村)

区分		災害名								計	
		発生年月日									
人的被害	死者	人									
	行方不明者	人									
	負傷者	重傷	人								
		軽傷	人								
住家被害	全壊	棟									
		世帯									
		人									
	半壊	棟									
		世帯									
		人									
	一部破損	棟									
		世帯									
		人									
	床上浸水	棟									
		世帯									
		人									
床下浸水	棟										
	世帯										
	人										
非住家	公共建物	棟									
	その他	棟									
り	災世帯数	世帯									
り	災者数	人									
	被害総額	千円									
	公立文教施設	千円									
	農林水産業施設	千円									
	公共土木施設	千円									
	その他の公共施設	千円									
	その他被害	千円									
	消防職員出動延人員	人									
	消防団員出動延人員	人									
都道府県災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日	月日				
	解散	月日	月日	月日	月日	月日	月日				
	災害対策本部設置市町村										
	災害救助法適用市町村										

資料 3-9 災害報告様式第 3 号

災 害 年 報

災害報告様式第 3 号

市町村名 ()

区分		発生年月日		災害名								計	
人的被害	死者		人										
	行方不明者		人										
	負傷	重傷	人										
		軽傷	人										
住家被害	全壊		棟										
			世帯										
	半壊		棟										
			世帯										
	一部破損		棟										
			世帯										
	床上浸水		棟										
			世帯										
	床下浸水		棟										
			世帯										
	非住家	公共建物		棟									
		その他		棟									
その他	田	流失・埋設	ha										
		その他	ha										
	畑	流失・埋設	ha										
		冠水	ha										
	文教施設		箇所										
	病院		箇所										
	道路		箇所										
	橋りょう		箇所										
	河川		箇所										
	港湾		箇所										
	砂防		箇所										
	清掃施設		箇所										
	崖崩れ		箇所										
	鉄道不通		箇所										
	被害船舶		隻										
	水道		戸										
電話		回線											
電気		戸											
ガス		戸											
火災発生	ブロック塀等		箇所										
	建物		件										
	危険物		件										
その他		件											
り災世帯数		世帯											
り災者数		人											
公立文教施設		千円											
農林水産業施設		千円											
公共土木施設		千円											
その他の公共施設		千円											
小計		千円											
公共施設被害市町村数		団体											
その他	農産被害		千円										
	林産被害		千円										
	畜産被害		千円										
	水産被害		千円										
	商工被害		千円										
その他		千円											
被害総額		千円											
都道府県		設置	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日				
災害対策本部		解散	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日				
災害対策本部設置市町村													
災害救助法適用市町村													
消防職員出動延人員		人											
消防団員出動延人員		人											

資料 3-10 災害報告様式記入要領（災害報告取扱要領関係）

災害に関する報告について、第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

- (5) 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

資料 3-11 り災証明様式

(表面)

り災証明申請書

大宜味村長 様

年 月 日

申請者 住所 _____

氏名 _____ (印)

連絡先 _____

代理人 (同居の親族)

氏名 _____ (印)

連絡先 _____

申請者との関係 _____

災害名		災害発生日	
り災場所	大宜味村		
り災理由			
住家構造			
り災住家等の使途	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 賃家 <input type="checkbox"/> 借家 (所有者名: _____) <input type="checkbox"/> 住宅以外 (_____)		
申請者と住家等の関係	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 借家人 (占有者) <input type="checkbox"/> その他 (_____)		
提出先	<input type="checkbox"/> 役所 <input type="checkbox"/> 保険会社 <input type="checkbox"/> 学校・職場 <input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> 税務署 <input type="checkbox"/> その他 (_____)		
必要数	通		

(裏面)

代理人の場合は、下記委任状を提出してください。

ただし、代理人が申請者の同居の親族である場合においては、下記の委任状は不要です。

委任状

私は、

(代理人の住所)

(代理人の氏名)

を代理人と定め、次の権限を委任します。

- 1 災害証明書の申請及び受領に関すること。

年 月 日

(委任者に住所)

(委任者の氏名)

Ⓔ

(第2号様式)

(表面)

り災届出証明申請書

大宜味村長 様

年 月 日

申請者 住所 _____

氏名 _____ (印)

連絡先 _____

代理人 (同居の親族)

氏名 _____ (印)

連絡先 _____

申請者との関係 _____

災害名	
災害発生日	
り災場所	大宜味村
り災物件	<input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> 家財 <input type="checkbox"/> その他 ()
申請者と物件の関係	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> その他 ()
り災届出内容	<input type="checkbox"/> 車両 車両番号： _____ 車台番号： _____ り災状況： _____ <input type="checkbox"/> 家財等 (り災のあった品名を記入すること) () り災状況： _____ <input type="checkbox"/> その他 (り災のあった品名を記入すること) り災状況： _____
提出先	<input type="checkbox"/> 役所 <input type="checkbox"/> 保険会社 <input type="checkbox"/> 学校・職場 <input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> 税務署 <input type="checkbox"/> その他 ()
必要数	通

(裏面)

代理人の場合は、下記委任状を提出してください。

ただし、代理人が申請者の同居の親族である場合においては、下記の委任状は不要です。

委任状

私は、

(代理人の住所)

(代理人の氏名)

を代理人と定め、次の権限を委任します。

- 1 かり災届出証明書の申請及び受領に関すること。

年 月 日

(委任者に住所)

(委任者の氏名)

Ⓔ

(第3号様式)

第 年 月 日	
り 災 証 明 書	
申請者住所	
氏名	
災害の原因	1. 台風 号 2. 集中豪雨 3. その他 ()
り災年月日	年 月 日
り災場所	大宜味村
住家等の構造	
り災程度	住家等 (1) 全壊 (焼) (5) 床上浸水 (2) 大規模半壊 (6) 床下浸水 (3) 流失 (7) 一部破損 (4) 半壊 (焼)
	人 員 (1) 死亡 名 (3) 重症 名 (2) 行方不明 名 (4) 軽傷 名
備考	
上記のとおり、り災したことを証明する。 年 月 日 大宜味村長 印	

(第4号様式)

第 年 月 日	
り 災 届 出 証 明 書	
申請者住所	
氏名	
災害の原因	1. 台風 号 2. 集中豪雨 3. その他 ()
り災年月日	年 月 日
り災場所	大宜味村
り災状況	
摘要	<input type="checkbox"/> 車両 車両番号： 車台番号： 使用目的： <input type="checkbox"/> 家財等 () 使用目的： <input type="checkbox"/> その他 () 使用目的：
上記のとおり、り災届出があったことを証明します。 年 月 日 大宜味村長 印	

①この証明書は、り災の状況を市に届け出たという行為を証明するものです。

②この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

資料 3-12 自衛隊災害派遣要請書（依頼）

○災害派遣要請要求書様式 （第 3 編第 1 章第 27 章 P130）

第 号
年 月 日

沖縄県知事 様

大宜味村長 ⑩

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

資料 3-13 自衛隊災害派遣部隊撤収依頼要請書

○災害派遣撤収要請要求書様式

	第	号
	年	月
		日
沖縄県知事	様	
	大宜味村長	⑩
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について		
年	月	日付
号により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。		
記		
1	撤収要請日時	
	年	月
	日	時
		分
2	派遣された部隊	
3	派遣人員及び従事作業の内容	
4	その他参考となるべき事項	

資料 3-14 緊急消防援助隊応援要請連絡

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式 1-2

応援等要請のための連絡事項

第	報
年 月 日	時 分

(消防長長官又は都道府県知事)

殿

大宜味村長

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第 4 条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援に関する事項を連絡します。

災害発生日時	年 月 日 時 分頃
災害発生場所	沖縄 都道府県() 大宜味 市区町村()
応援等要請日時	年 月 日 時 分頃
出動を希望する区域・活動内容	
災害の状況	原子力施設等
	石油コンビナート等

・ **必要な応援都道府県大隊** ※必要な隊に○を付ける。必要隊数が分かる場合は、隊数を記入。

出動可能な全隊	
指揮隊	後方支援小隊
消火小隊	通信支援小隊
救助小隊	毒劇物等対応小隊
救急小隊	大規模危険物火災対応小隊
水上小隊	密閉空間火災等対応小隊
	特殊災害小隊
	遠距離大量送水小隊
	消防活動二輪小隊
	震災対応特殊車両小隊
	水難救助小隊
	その他()
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)	

・ **必要な応援部隊** ※必要な隊(部隊)に○を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

指揮支援部隊	総括指揮支援隊	エネルギー・産業基盤災害即応部隊
	指揮支援隊	NBC災害即応部隊
	航空指揮支援隊	土砂・風水害機動支援部隊
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)		

〈連絡責任者〉

担当課室		氏名	
NTT 回線電話		NTT 回線 FAX	
地域衛星電話		地域衛星 FAX	

資料 3-15 行方不明者届出票

行方不明者届出票

		受付番号：		受付者氏名：	
氏名		性別		生まれ	年 月 日 歳
本籍				届出人 (氏名)	
現住所				(住所)	
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格その他特徴等)					

資料 3-16 遺体調書

遺体調書

		番 号						
搜索収容者	所 属			代表者				
遺体の種別	1 身元不明の遺体 2 引受人のない遺体 3 その他							
遺体発見 日 時	年 月 日 時 分							
遺体発見 場 所								
遺 体 の 身 元	本 籍							
	現住所							
	氏 名		身元不明 者の符号		性 別	男 ・ 女	年 齢	歳位
	識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)							
遺 族 そ の 他 の 関 係 者	現住所	(電話)						
	氏 名	(死亡者との続柄)						
	遺体の 引受け	可・不可 (引渡し 年 月 日)						
	遺体の 引取り	可・不可 (引渡し 年 月 日)						
見 分 日 (検視) 時	月 日 時 分	見 分 者 (検視)						
検 案 日 時	月 日 時 分	検 案 医 師						
火葬許可証 交 付 日	年 月 日	遺体発見現場の概略図						
火 葬 日	年 月 日							
(所持品の処理)								
(備考)								

(注) 写真は裏面にはりつけてください。

資料 3-17 死体火葬許可申請書

様式第 1 号 (第 2 条関係)

死体火葬許可申請書

死亡者の本籍			
死亡者の住所			
死亡者の氏名			
死亡者の性別	男	女	
出生年月日	年	月	日
死 因	「法定伝染病」	「その他」	
死亡年月日時	年	月	日 午前 午後 時 分
死亡の場所			
火葬の場所			
申請者の住所 氏名及び 死亡者との続柄	住所		
	氏名	続柄	

使用日

火葬時間

告別式

冷房使用時間

墓地、埋葬等に関する法律第 5 条の規定により許可の申請をします。

年 月 日

申請人

印

沖縄県国頭郡大宜味村長 殿

資料 3-18 死体火葬許可証

様式第 2 号 (第 3 条関係)

第 号 死体火葬許可証

死亡者の本籍			
死亡者の住所			
死亡者の氏名			
死亡者の性別	男	女	
出生年月日	年	月	日
死 因	「法定伝染病」	「その他」	
死亡年月日時	年	月	日 午前 午後 時 分
死亡の場所			
火葬の場所	大宜味村火葬場		
申請者の住所 氏名及び 死亡者との続柄	住所		
	氏名	続柄	

年 月 日

大宜味村長

資料3-19 死胎埋火葬申請書

死胎（火葬・埋葬）許可申請書

母の本籍			
父の本籍			
母の住所			
父の住所			
父母の氏名	父		母
性別	男 ・ 女 ・ 不詳		
妊娠週数	満 週 日		
分べん年月日時	年 月 日 午前・午後 時 分		
分べんの場所			
火葬又は埋葬の場所			
申請者の住所、氏名 及び死産児との続柄	住所		
	氏名	印	続柄

上記の通り申請します。

年 月 日

沖縄県国頭郡大宜味村長 殿

資料3-20 死胎埋火葬許可証

死胎（火葬・埋葬）許可証

母の本籍			
父の本籍			
母の住所			
父の住所			
父母の氏名	父		母
性別	男 ・ 女 ・ 不詳		
妊娠週数	満 週 日		
分べん年月日時	年 月 日 午前・午後 時 分		
分べんの場所			
火葬又は埋葬の場所			
申請者の住所、氏名 及び死産児との続柄	住所		
	氏名	印	続柄

年 月 日

大宜味村長

資料 3-21 肢体火葬許可申請書

様式第 1 号 (第 2 条関係)

肢体火葬許可申請書

本 籍			
住 所			
氏 名			
性 別	男	女	
出 生 年 月 日	年	月	日
原 因	「法定伝染病」	「その他」	
手 術 年 月 日 時	年	月	日 午前 午後 時 分
手 術 場 所			
火 葬 の 場 所			
肢 体 火 葬 理 由			
申 請 者 の 住 所 氏 名 及 び 肢 体 火 葬 者 と の 続 柄	氏名		続柄

使用日

火葬時間

告別式

冷房使用時間

墓地、埋葬等に関する法律第 5 条の規定により許可の申請をします。

年 月 日

申請人

印

沖縄県国頭郡大宜味村長 殿

資料3-22 肢体火葬許可証

第 号 火 葬 許 可 証

本 籍			
住 所			
氏 名			
性 別	男	女	
出 生 年 月 日	年	月	日
原 因	「法定伝染病」	「その他」	
手 術 年 月 日 時	年	月	日 午前 午後 時 分
手 術 場 所			
火 葬 の 場 所			
肢 体 火 葬 理 由			
申 請 者 の 住 所 氏 名 及 び 肢 体 火 葬 者 と の 続 柄			
	氏名	続柄	

年 月 日

大宜味村長

資料 3-23 火葬場使用許可証

火葬場使用許可証

死亡者の本籍			
死亡者の住所			
死亡者の氏名			
死亡者の性別	男	女	
出生年月日	年	月	日
死 因	「法定伝染病」	「その他」	
死亡年月日時	年	月	日 午前 午後 時 分
死亡の場所			
火葬の場所	大宜味村火葬場		
申請者の住所 氏名及び 死亡者との続柄			
	氏名		続柄

年 月 日

大宜味村長

資料 3-24 水防活動実施状況報告書（別記第 1 号様式）

水防活動実施状況報告書

第 1 号様式

(管理団体名)

印

水防実施の 台風名又は 豪雨等名						報告 年月日		居住者出動状況		
出水の概況	警戒水位 川					区分				警察の応援状況
	雨量 mm						人件費	手当		
水防実施所	右岸 地先 川					所要経費	その他			現地指導員の職氏名
	左岸 m						物件費	計		
日時	自 月 日 時					物件費	資材費			水防関係者の死傷
	至 月 日 時						器材費			
出動人員	水防団員	消防団員	その他	計		物件費	燃料費			立退きの状況及びそれを指示した理由
	人	人	人	人			雑費			
水防作業の概況及び工延						物件費	計			水防功労者の年齢及び所属並びに功績概要
							合計			
水防の結果	堤防	耕地面積	家屋	道路	その他	使用資材	数量			堤防その他の施設の状況異常を生じたときはその場所及び状況
	効果	m	ha	戸	m		金額			
	被害	m	ha	戸	m		数量			
他の団体よりの応援状況	被害額	円	円	円	円	円	金額			水防活動に関する見所
						数量				
記載要領					備考					

- 1 各水防管理団体及び土木事務所等で水防を行った箇所ごとに作成すること。
- 2 各水防団体は、所轄土木事務所長等に箇所ごとの報告書を 2 部提出すること。

資料 3-25 水防活動実施状況報告書（別記第 2 号様式）

別記

第 2 号様式

	における水防活動	
	（沖縄県_____年__月__日～__日）	

○概 要
 （被害状況、出動状況や活動内容などを記載）

活動時間	出動延人数	主な活動内容
__月__日～__月__日 約__時間	名	・土のう積み（ 袋） ・避難誘導（ 世帯） ・排水作業（ 件）

水防活動又は
被害状況写真

水防活動又は
被害状況写真

水防活動又は
被害状況写真

水防活動又は
被害状況写真

水防活動実施箇所
地 図

記入例

別記

第2号様式

令和__年台風第__号における水防活動
(沖縄県__消防団・令和__年__月__日～__日)

○概要

(被害状況、出動状況や活動内容などを記載)

【記入例】〇〇市消防団は、令和〇年〇月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
__月__日～__月__日 約__時間	名	・土のう積み (袋) ・避難誘導 (世帯) ・排水作業 (件)

水防活動又は
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動又は
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動又は
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

水防活動又は
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

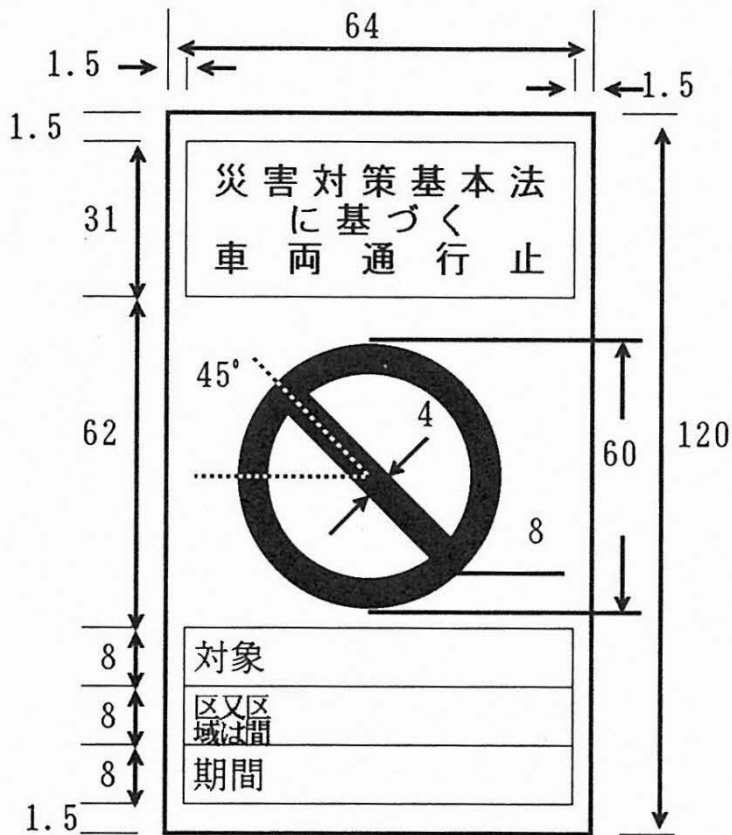
水防活動実施箇所
地図

4. 輸送・交通関連

資料4-1 車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書

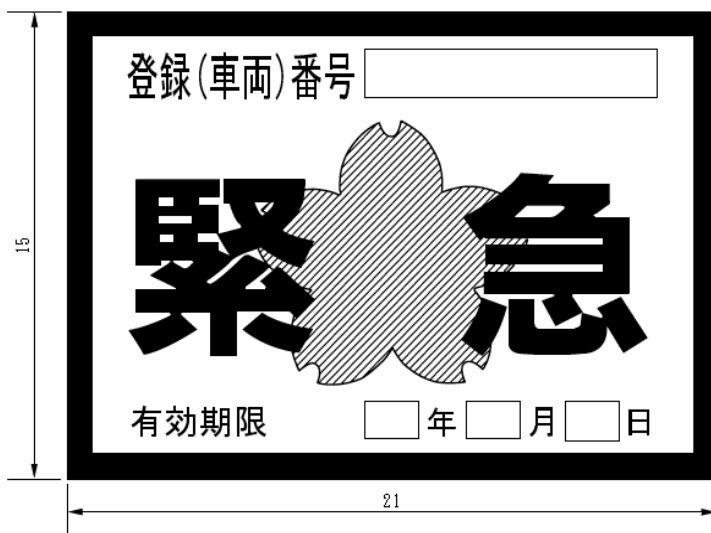
●緊急通行車両事前届出書 (第3編第1章第10節 P89)

【様式1】



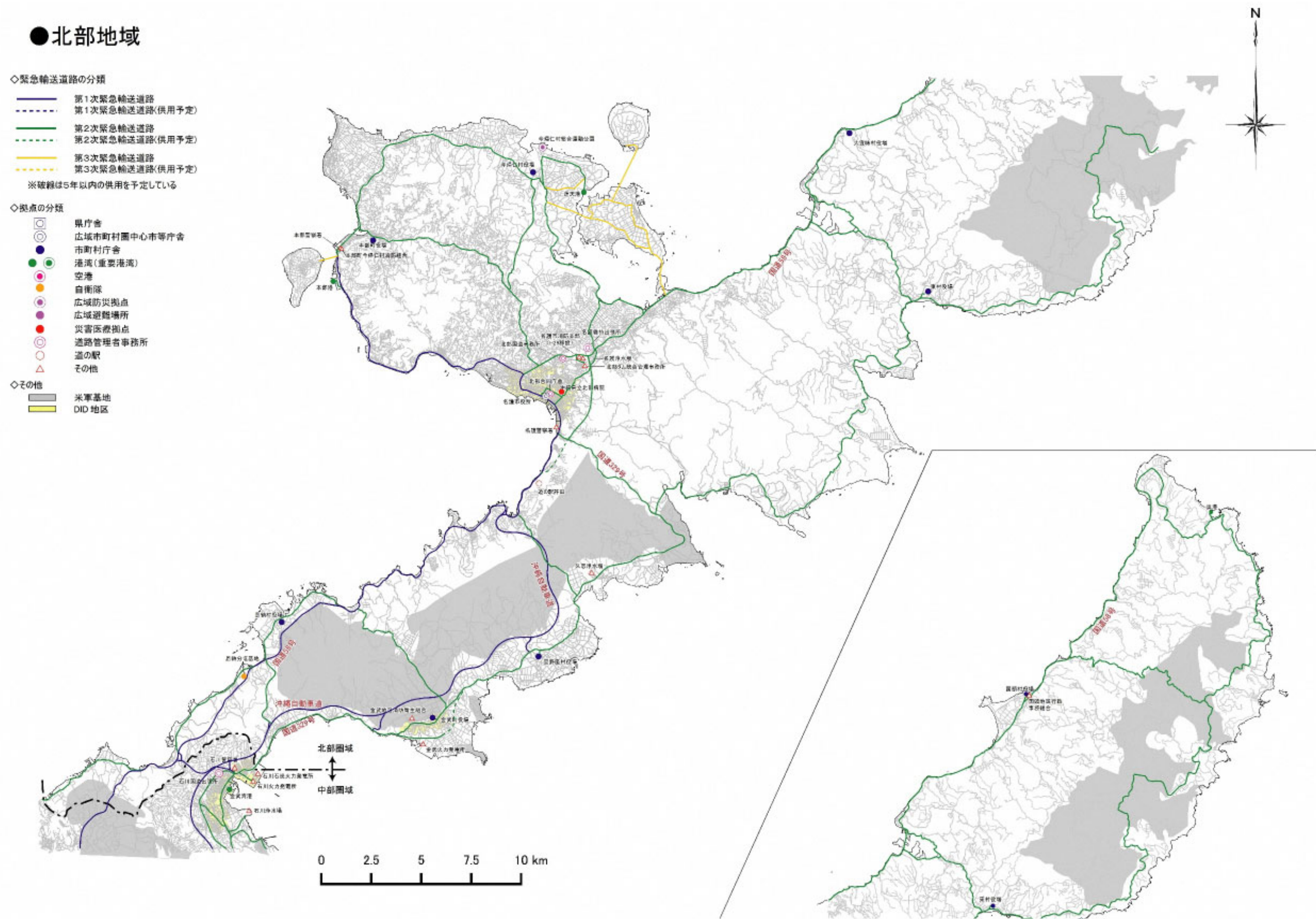
- 1 色彩は文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

【様式2】



- 1 色彩は記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料4-2 圏域別緊急輸送道路ネットワーク計画図（沖縄本島）



●中部地域

◇緊急輸送道路の分類

- 第1次緊急輸送道路
- - - 第1次緊急輸送道路(供用予定)
- 第2次緊急輸送道路
- - - 第2次緊急輸送道路(供用予定)
- 第3次緊急輸送道路
- - - 第3次緊急輸送道路(供用予定)

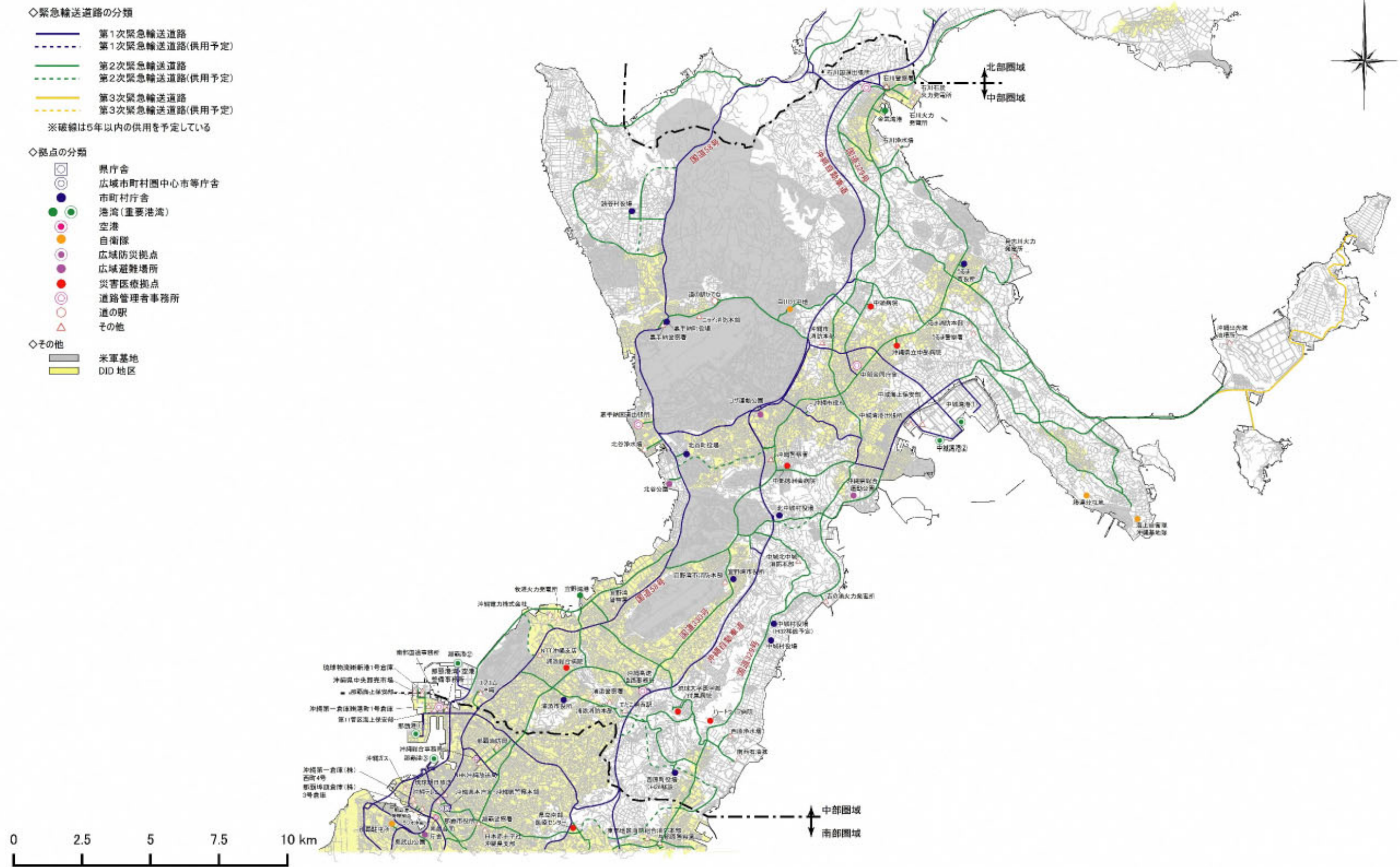
※破線は5年以内の供用を予定している

◇拠点の分類

- 県庁舎
- 広域市町村圏中心市等庁舎
- 市町村庁舎
- 港湾(重要港湾)
- 空港
- 自衛隊
- 広域防災拠点
- 広域避難場所
- 災害医療拠点
- 道路管理者事務所
- 道の駅
- △ その他

◇その他

- 米軍基地
- DID地区



●南部地域

◇緊急輸送道路の分類

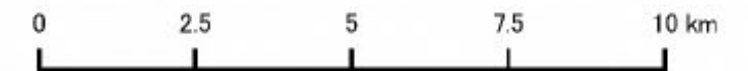
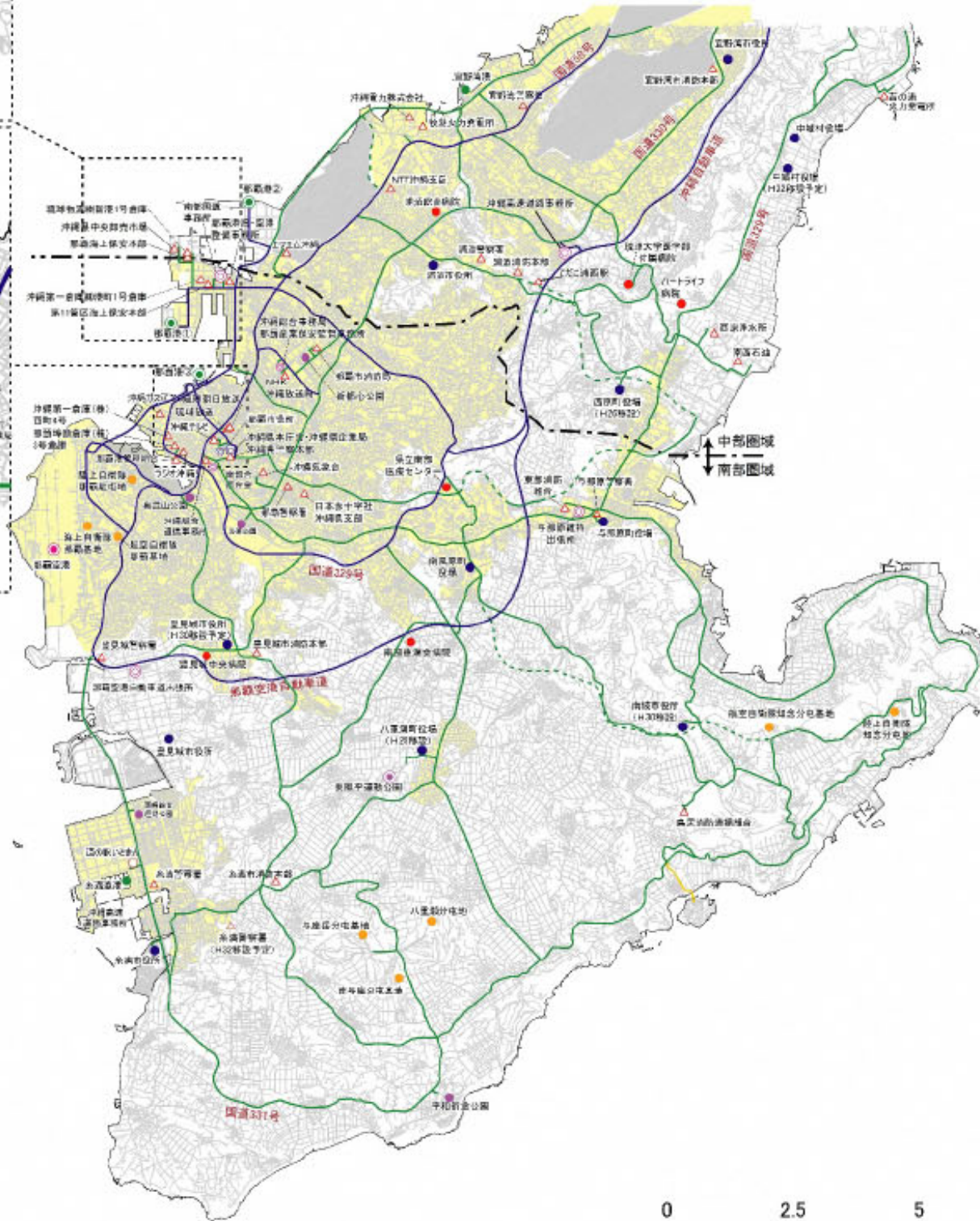
- 第1次緊急輸送道路
- - - 第1次緊急輸送道路(供用予定)
- 第2次緊急輸送道路
- - - 第2次緊急輸送道路(供用予定)
- 第3次緊急輸送道路
- - - 第3次緊急輸送道路(供用予定)

※破線は5年以内の供用を予定している

◇拠点の分類

- 県庁舎
- 広域市町村圏中心市等庁舎
- 市町村庁舎
- 港湾(重要港湾)
- 空港
- 自衛隊
- 広域防災拠点
- 広域避難場所
- 災害医療拠点
- 道路管理者事務所
- 道の駅
- △ その他

- ### ◇その他
- 米軍基地
 - DID地区



5. 村の状況・災害履歴関係

資料5-1 人口

年次	人口			世帯数	面積 (k m ²)	人口密度 (人/k m ²)	備考
	総数	男	女				
昭和 45 年	4,535	1,979	2,556	1,372	64.15	70.7	
50 年	4,178	1,908	2,270	1,314	64.15	65.1	
55 年	3,626	1,695	1,931	1,249	64.15	56.5	
60 年	3,567	1,736	1,831	1,338	64.15	55.6	
平成 2 年	3,513	1,685	1,828	1,296	63.10	55.7	
7 年	3,437	1,675	1,762	1,223	63.12	54.5	
12 年	3,281	1,603	1,678	1,233	63.12	52.0	
17 年	3,371	1,716	1,655	1,285	63.12	53.4	
22 年	3,221	1,641	1,580	1,267	63.44	50.8	
27 年	3,060	1,574	1,486	1,261	63.55	48.2	
令和 2 年	3,092	1,640	1,452	1,308	63.55	48.7	

資料：国勢調査

資料5-2 就業者数

	平成 2 年	7 年	12 年	17 年	22 年	27 年	令和 2 年
総数	1,382	1,422	1,228	1,394	1,271	1,384	1,426
第一次産業	452	468	246	362	289	366	329
農業	426	445	215	344	281	355	316
林業	5	12	14			11	13
漁業	21	11	17	18	8	7	7
第二次産業	350	370	326	340	254	236	224
鉱業	0	2	2	4	1	2	1
建設業	268	267	247	220	161	154	131
製造業	82	101	77	116	92	80	92
第三次産業	580	582	656	692	725	774	870
卸売・小売業	142	131	161	120	103	110	121
金融・保険業	6	7	9	6	2	1	2
不動産業	0	0	0	0	5	7	13
運輸通信業	40	41	35	60	38	41	53
電気・ガス・水道業	10	5	7	8	4	2	2
サービス業	297	306	326	388	476	499	540
公務	85	92	118	110	97	114	139
分類不能	-	2	-	-	3	1	3

資料：国勢調査

資料5-3 土地利用

	平成22年（基準年次）		令和2年（目標年次）	
	面積(ha)	構成比	面積(ha)	構成比
田	5.0	0.1	5.0	0.1
農地	490.7	7.7	922.2	14.5
採草放牧地	336.5	5.3	320.2	5.0
森林	4,807.0	75.8	4,334.3	68.3
原野	44.6	0.7	40.7	0.6
河川・水面	134.3	2.1	134.3	2.1
道路	208.3	3.2	209.0	3.3
宅地	157.2	2.4	174.8	2.8
その他	160.3	2.6	203.5	3.2
合計	6,344.0	100.0	6,344.0	100.0

資料：大宜味村第5次総合計画

資料5-4 指定・登録文化財一覧

指定・登録文化財一覧

指定・登録文化財総数6件

令和4年5月1日現在

(1) 村指定文化財（4件）

指定区分	名称	指定日	備考
記念物（史跡）	大宜味村の猪垣（ヤマシシガキ）	平成17年10月1日	
記念物（天然記念物）	塩屋ウフンチャのハスノハギリ	平成19年3月1日	
	津波のビーチロック	令和4年4月8日	
有形文化財	國頭郡大宜味間切各村全圖及び字圖	令和4年4月8日	

(2) 県指定文化財（2件）

指定区分	名称	指定日	備考
記念物（天然記念物）	大宜味御嶽のピロウ群落	昭和49年2月22日	
	喜如嘉板敷海岸の板干瀬	昭和49年2月22日	

(3) 国指定文化財（4件）

指定区分	名称	指定日	備考
記念物（天然記念物）	田港御願の植物群落	昭和47年5月15日	
無形文化財（重要無形文化財（工芸技術））	喜如嘉の芭蕉布	昭和49年4月20日	
無形文化財（重要無形民俗文化財）	塩屋湾のウングミ	平成9年12月15日	
有形文化財（重要文化財（建造物））	大宜味村役場旧庁舎	平成29年2月23日	

資料5-5 災害履歴

年月日		災害種	被害概況		
年	月日		家屋被害	土木災害	その他
平成16	10月20日	台風23号	■床上浸水5戸 津波(ガジナ地区)		■農産被害 約8,456,000円
平成17	9月5日	台風14号	■床上浸水1戸 津波 ■床上浸水9戸 (津波5戸・喜如嘉3戸 ・大保1戸)		
平成18	6月18日	大雨	■床上浸水3戸 津波	■道路冠水2箇所 ・村道海染線通行止め(江州) ・県道9号線通行止め(大保) ■崖崩れ1箇所 ・押川線通行止め(押川)	
平成19	該当なし				
平成20	該当なし				
平成21	該当なし				
平成22	5月29日	大雨		■地すべり5箇所 (大兼久、塩屋、押川、江州、 津波区)	
	8月31日 ～9月1日	台風7号	■一部損壊1戸	■倒木による通行不能 ・林道(大兼久林道) ・村道(大宜味線、根路銘線、 押川線、ガタ原線)	■農産被害 約3,550,000円 ■避難2人(公民館)
	10月28日	台風14号		■地すべり2箇所 (謝名城、押川区)	
平成23	8月3日 ～6日	台風9号		■土砂崩れ14箇所	■塩屋大橋にて保冷車の横転 事故 ■塩屋、大保区内、道の駅に おいて冠水
平成24	8月11日	局地的大雨			■平南川上流(ター滝)の増水 観光客41名一時孤立 (死傷者なし)
	8月26日	台風15号	■床上浸水 (饒波18戸、 根路銘2戸、塩屋1戸、大 保3戸)	■道路通行止め10件 (地すべり、倒木による) ・国道58号(根路銘区、喜如嘉 区～浜区間) ・村道(城線、謝名城作場線、 謝名城線、大川線、大宜味線、 根路銘上原線、海染江州原 線、平南当原線、ガタ原線) ■田嘉里川氾濫	■避難(公民館) (田嘉里40人、謝名城6人、 喜如嘉15人、饒波41人、 根路銘20人、塩屋10人、 田港2人、大保14人、白浜 1人、津波5人、 計154人) ■農産被害 約1,370,000円
	9月16日	台風16号	■床上浸水 (大保11戸) ■床上浸水(村内各地発生)	■国道331号通行止め (道路冠水のため) ■喜如嘉区民家裏山崩れ (喜如嘉売店地近く) ■村道路肩崩壊 (村道饒波石山線) ■地すべりによる崩壊 (村道要間線) ■安根川川敷崩壊	■避難23人(公民館) ■村内各地で道路冠水 ■農産被害 約5,161,000円
	9月29日	台風17号	■床上浸水 (大保11戸、津波6戸) ■一部破損1戸		■農産被害 約8,280,000円

資料編

年月日		災害種	被害概況		
年	月日		家屋被害	土木災害	その他
平成26	7月9日	台風8号	■村道海染江洲原線 道路斜面崩壊 ■村道マーランガー線 道路斜面崩壊 ■村道大工又線 道路斜面崩壊 ■村道大川線 道路斜面崩壊 ■大川川護岸崩壊		
	10月11日	台風9号	■村道後間線 道路斜面崩壊 ■村道海染江洲原線 道路斜面崩壊 ■村道津波江洲線 道路斜面崩壊		
平成30	6月15日	台風6号	■一部損壊1戸	■村道田嘉里線 道路斜面崩壊1箇所	
	9月29日	台風24号			農作物被害8戸
令和 1	6月26日	局地的大雨		■村道根路銘上原線 道路斜面崩壊1箇所	

資料：総務課

資料5-6 気象概況

年	気 温 (°C)			湿 度 (%)		降水量 (mm)					風 速 M/S
	平均	最高	低	平均	最小	年 間 総 量	最 大 日 量	月 日	1 時間 最 大	月 日 時 間	平均
6	23.0	33.7	10.3	74	30	1,941.0	143	5/31	52	10/25 21:00	5.1
7	22.6	33.3	9.1	74	34	1,911.0	92	5/14	40	10/19 12:00	5.1
8	22.8	33.9	8.5	74	33	2,167.0	172	8/31	49	3/20 10:00	5.3
9	23.0	32.8	9.3	73	30	2,077.0	195	8/07	49	4/14 03:00	5.2
10	24.4	34.7	10.9	76	28	3,263.0	160	10/05	46	10/26 15:00	5.0
11	23.5	33.3	10.1	74	31	1,906.0	182	9/22	49	4/22 12:00	5.3
12	23.0	33.5	10.3	75	33	2,925.0	192	11/09	64	4/14 20:00	5.4
13	23.4	35.6	10.1	72	25	2,247.0	286	9/08	101	9/18 05:00	5.2
14	23.2	33.3	10.0	71	23	2,117.0	220	9/05	60	6/15 17:00	5.2
15	23.4	35.5	9.5	69	29	1,567.0	168	8/07	67	8/07 05:00	5.4
16	23.4	33.9	9.9	69	30	1,939.0	133	6/09	48	7/05 16:00	5.4
17	23.1	34.6	9.0	70	31	1,773.0	180	6/15	59	6/15 23:00	5.5
18	23.5	35.0	10.2	75	34	2,146.0	170	8/06	61	8/06 08:00	5.2
19	23.5	34.5	10.9	72	29	2,723.0	282	8/11	56	7/13 12:10	5.4
20	23.4	33.8	10.7	71	30	1,493.0	122.5	3/30	54.0	3/30 06:40	4.9
21	23.4	34.6	9.3	72	10	1,849.5	101.5	6/15	43.5	6/15 03:13	5.3
22	23.1	33.2	9.1	74	33	2,775.0	216	5/16	44.0	2/15 02:18	5.3
23	22.9	32.9	8.7	75	31	2,081.5	253	8/6	60.0	8/06 07:08	5.4
24	23.0	33.3	11.6	74	32	2,955.0	172	8/27	53.5	7/9 08:31	5.5
25	23.3	34.8	10.3	73	34	1,802.5	136.5	10/05	60.0	3/31 09:04	5.3
26	23.1	33.9	10.6	73	32	2,882.5	261.0	10/11	71.0	7/09 06:01	5.3
27	23.6	33.8	9.6	73	22	1,627.5	118.0	7/10	72.0	9/02 15:00	5.2
28	24.1	33.9	6.1	74	30	2,194.0	119.0	9/7	55.0	4/10 06:00	5.1
29	23.6	35.1	10.7	71	25	2,109.0	175.0	6/19	40.0	9/20 16:55	5.0
30	23.5	33.1	9.3	74	30	2,411.0	168.5	9/29	40.5	7/2 5:27	5.3

資料編

31	24.2	33.9	12.0	77	23						5.2
----	------	------	------	----	----	--	--	--	--	--	-----

注) 気温、湿度、風速は那覇気象観測所の数値、降水量は胡屋地区のアメダスの数値を記載。

(出典・沖縄気象台)

資料5-7 沖縄県の過去における地震回数

(出典・沖縄気象台)

年	震 度									有感 地震
	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	
昭和 61	57	15	2	0	0	0	0	0	0	74
62	19	8	1	0	0	0	0	0	0	28
63	26	3	5	0	0	0	0	0	0	34
平成元	25	9	2	0	0	0	0	0	0	36
2	31	13	3	1	0	0	0	0	0	48
3	545	152	49	10	0	0	0	0	0	756
4	810	450	130	34	6	0	0	0	0	1,430
5	114	48	6	2	1	0	0	0	0	171
6	36	31	8	0	0	0	0	0	0	75
7	55	17	3	0	0	0	0	0	0	75
8	47	13	2	0	0	0	0	0	0	62
9	72	21	5	3	0	0	0	0	0	101
10	39	15	7	0	0	0	0	0	0	61
11	45	12	0	0	0	0	0	0	0	57
12	67	19	5	4	1	0	0	0	0	96
13	67	17	7	1	0	0	0	0	0	92
14	48	18	4	0	0	0	0	0	0	70
15	26	15	0	0	0	0	0	0	0	41
16	34	13	5	0	1	0	0	0	0	53
17	33	5	2	0	0	0	0	0	0	40
18	44	16	4	0	0	0	0	0	0	64
19	49	16	13	0	0	0	0	0	0	78
20	48	6	3	2	0	0	0	0	0	59
21	51	21	5	1	0	0	0	0	0	78
22	61	15	5	2	1	0	0	0	0	84
23	43	17	1	2	0	0	0	0	0	63
24	32	14	5	0	0	0	0	0	0	51
25	54	12	7	0	0	0	0	0	0	73
26	55	11	4	4	0	0	0	0	0	74
27	43	22	11	1	0	0	0	0	0	77
28	65	27	6	-	0	0	0	0	0	98
29	45	16	8	0	0	0	0	0	0	69
30	90	26	8	0	1	0	0	0	0	125
31	37	16	1	0	0	0	0	0	0	54
令和元年	20	2	2	0	0	0	0	0	0	24
2	61	31	6	1	0	0	0	0	0	99
3	56	16	2	1	0	0	0	0	0	75

※地震数が大きく変化する年（地震観測局の整備等により数多くの地震を観測することが可能になったため）

※平成 31 年は、9 月 8 日までのデータ

資料：気象庁「震度データベース」検索

資料5-8 沖縄県における昭和以降の被害地震・津波・噴火

(出典・沖縄気象台)

年 月 日	震 源 地	M	概 要
昭和8. 2. 19	台湾東方沖	—	家屋陥落、人畜に被害なし
昭和13. 6. 10	宮古島近海	6.7	宮古島平良港で津波あり。海面上1.3mの栈橋を洗い流し、はしけや帆船の多くは係留索を切断された。
昭和22. 9. 27	石垣島近海	6.8	石垣崩れる。
昭和32. 2. 24	石垣島北西 北西沖	7.4	石垣島で死者1人、コンクリート栈橋に亀裂、山崩れ、石垣崩壊、屋根瓦の落下あり、西表では死者4人、地割れ、落石あり。
昭和33. 3. 11	石垣島近海	7.2	「石垣島北東沖地震」死者2人、負傷者4人、家屋の破損ブロック塀の倒壊、田畑の没落、護岸や栈橋の亀裂、破損、道路や橋梁の没落、決壊等があった。
昭和34. 6. 8	硫黄島島	—	北西火山で噴煙の高さ3,000m、噴石、降灰あり。全島民86人は米軍によって島外に移住。
昭和35. 5. 23	チリ沖	8.5	「チリ地震津波」津波が日本沿岸に24日2時00分到達。沖縄では死者3人、負傷者2人、住家全壊20、半壊79、床上浸水672、床下浸水813、橋梁の流出、決壊9カ所、道路決壊11カ所等の被害があった。沖縄での津波は大浦湾の杉田で最も大きく332cm、那覇港では約50cmであった。
昭和41. 3. 13	石垣島近海	6.7	与那国で死者2人、家屋全壊1、半壊3、石垣崩壊23、道路、水田、壁等に多少の被害。沖縄と九州西海岸に小津波あり。
昭和50. 11. 29	ハワイ諸島	7.1	津波あり、那覇で波高14cm。
昭和61. 11. 15	台湾東方沖	7.8	津波あり、石垣島で波高28cm、那覇で19cm。
平成4. 10. 20	石垣島近海	5.0	「西表島群発地震」西表島西部でブロック塀に亀裂、石垣崩壊、落石等の被害あり。
平成5. 8. 8	マリアナ諸島	8.0	宮古島で14cmの津波を観測。
平成7. 7. 30	南米チリ沿岸	7.8	31日那覇で11cm、宮古平良で8cmの津波を観測。
平成7. 10. 18	奄美大島近海	6.7	東村の慶佐次川と有銘川の河川域で50cm程度の津波があった。(聞き取り調査による。)
平成8. 2. 17	ニューギニア付近	8.1	沖縄26cm、宮古島26cm、石垣島15cmの津波を観測。
平成8. 9. 6	台湾付近	6.6	津波微少。
平成10. 5. 4	石垣島南方沖	7.6	宮古島10cm未満、石垣島10cm未満、与那国島数cm程度の津波を観測。
平成10. 7. 17	ニューギニア付近	7.1	那覇数cm程度、宮古島数cm程度、石垣島数cm程度、与那国島数cm程度の津波を観測。
平成22. 2. 28	チリ中部沿岸	Mw8.8	那覇24cm、南城市安座真34cm、与那国島8cm、石垣島20cm、宮古島43cm、南大東島8cmの津波を観測。
平成23. 3. 11	東北地方 太平洋沖	Mw9.0	東日本大震災。那覇60cm、南城市安座真37cm、与那国島14cm、石垣島23cm、宮古島65cm、南大東島19cmの津波を観測。

資料5-9 過去5年間の火災発生状況

区分 年別	火災 件数	火災種別				焼損程度			り 災 世 帯	り 災 人 員	死傷者		焼損面積		損害見積額（単位：千円）				
		建 物	林 野	車 両	そ の 他	全 焼	半 焼	部 分 焼			死 者	負 傷 者	建 物 (㎡)	林 野 (㎡)	計	内 容 物 含 む 建 物	林 野	車 両	そ の 他
H27	4	2	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0	128	0	1,102	1,102	0	0	0
H28	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
H30	6	2	2	1	1	1	0	0	1	5	0	0	13	4	203	171	0	32	0
H31	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：沖縄県消防防災年報

資料編

6. 水害、土砂災害関係

資料6-1 二級指定河川

●砂防指定地一覧表(所管：沖縄県北部土木事務所)

(令和3年4月1日現在)

県 番 号	河川名	溪流名	位置 (大字)	面積 (ha)	被害対象			指定 年月日	指定告示番号
					人家 (戸)	耕地 (ha)	公共施設		
39	饒波川	饒波川	饒波	2.00	63	6	学校・道路	昭和 56.1.21	55
40	〃	〃	〃	7.49	56	3	道路・橋梁	平成 6.12.7	2348
				7.49	56	3	(解除)	平成 24.9.5	998
				7.49	51	3	(指定)	平成 24.9.5	997
41	〃	山田川	喜如嘉	1.85	63	6	—	昭和 62.3.16	679
42	〃	味嘉川	饒波	1.72	63	6	学校・道路	昭和 63.11.8	2167
43	大保川	大保川	田港	78.70	200	2	県道	昭和 47.11.14	1887
44	根路銘川	根路銘川	根路銘	3.60	40	1	国道	〃	1887
45	〃	〃	〃	1.33	40	1	〃	昭和 49.1.7	5
46	ガジナ川	ガジナ川	津波	0.81	11	1	〃	昭和 59.12.18	1679
47	津波上原川	津波上原川	〃	0.79	80	0.1	道路・橋梁	平成 6.12.7	2348
48	大兼久川	大兼久川	大兼久	2.38	54	1	学校・国道	昭和 60.3.25	661
49	渡海川	渡海川	津波	1.68	13	0	国道	昭和 62.3.16	679
50	塩屋前川	塩屋前川	〃	0.86	25	0.1	林道・国道	平成 13.3.16	258
51	田嘉里川	田嘉里川 右支川	田嘉里	1.70	65	25	道路	昭和 63.11.8	建設省告示 第 2167 号
52	〃	田嘉里川	〃	2.4	65	25	道路・橋梁	平成 5.11.24	2213
53	〃	〃	〃	3.51		0.65	〃	平成 8.2.5	164
54	大保川	江州川	大保	1.02	42	18	〃	昭和 63.11.8	2167
55	小兼久川	小兼久川	大兼久	16.14	6		国道・村道	平成 24.10.15	1125

資料：沖縄県水防計画書

資料6-2 急傾斜地崩壊危険箇所

[急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)]

<自然斜面>

(令和3年4月1日現在)

所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置		地形			保全対策			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域			
				大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物			公共施設	箇所名	土砂災害警戒区域	
										告示番号	指定年月日				告示番号	
北部土木事務所	大宜味村	33	田嘉里(1)	田嘉里	川茶原	36	385	90.0	8			道路(145m)	無	高嘉里(1)	H23.6.24	第358号
"	"	34	田嘉里(2)	"	前田原	40	660	128.5	36	共同売店	1	道路(405m)	無	高嘉里(2)	H23.6.24	第358号
"	"	35	田嘉里(3)	"	安志良原	51	205	6.6	11			道路(210m)	無	高嘉里(3)	H23.6.24	第358号
"	"	36	謝名城(1)	謝名城	根謝銘原	42	190	26.6	12			河川(120m)、橋(2)	無	謝名城(1)-1 謝名城(1)-2	H23.6.24	第358号
"	"	37	謝名城(2)	"	一名代	43	105	25.4	7			道路(5m)	無	謝名城(2)	H23.6.24	第358号
"	"	38	謝名城(3)	"	根謝銘	36	410	48.5	12			道路(285m)、河川(35m)	無	謝名城(3)	H23.6.24	第358号
"	"	39	喜如嘉(1)	喜如嘉	喜如嘉	39	230	35.0	20			道路(310m)、河川(130m)	無	喜如嘉(1)	H23.6.24	第358号
"	"	40	喜如嘉(2)	"	"	43	540	47.6	22	芭蕉布会館、共同組合	2	道路(310m)	無	喜如嘉(2)	H23.6.24	第358号
"	"	41	喜如嘉(3)	"	"	41	195	60.0	5			道路(80m)、河川(120m)	無	喜如嘉(3)	H23.6.24	第358号
"	"	42	喜如嘉(4)	"	波佐間原	36	295	30.0	17			道路(140m)、河川(100m)、橋(1)	無	喜如嘉(4)	H23.6.24	第358号
"	"	43	喜如嘉(5)	"	外堀田原	33	130	70.0	5	診療所	1	道路(210m)	無	喜如嘉(5)	H23.6.24	第358号
"	"	44	饒波(1)	饒波	前田	41	295	35.0	9			道路(30m)	無	饒波(1)	H23.6.24	第358号
"	"	45	大兼久	大兼久	大兼久	39	545	35.0	15	役所、神社、小学校	3	道路(80m)、河川(60m)	無	大兼久	H23.6.24	第358号
"	"	46	大宜味	大宜味	大宜味	37	260	97.9	10			国道(40m)、道路(290m)	無	大宜見	H23.6.24	第358号
"	"	47	根路銘(1)	根路銘	島原	35	250	93.4	10			国道(10m)、道路(270m)	無	根路銘(1)	H23.6.24	第358号
"	"	49	塩屋(1)	塩屋	塩屋	55	295	10.0	30			道路(375m)	無	塩屋(1)	H23.6.24	第358号

資料編

所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置		地形			保全対策			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域			
				大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物			公共施設	箇所名	土砂災害警戒区域	
															指 定 年 月 日	告 示 番 号
〃	〃	50	塩屋(2)	〃	大川	37	250	45.0	18			国道(50m)、 道路(170m)	無	塩屋(2)	H23.6.24	第358号
〃	〃	51	塩屋(3)	〃	前川	38	210	75.0	11			国道(170m)、 道路(50m)	無	塩屋(3)	H23.6.24	第358号
〃	〃	52	塩屋(4)	屋古	前田原	34	325	60.0	27			道路(135m)	無	塩屋(4)	H23.6.24	第358号
〃	〃	53	屋古(1)	〃	〃	30	115	37.5	11			道路(235m)	無	屋古(1)-1 屋古(1)-2	H23.6.24	第358号
〃	〃	54	田港	田港	タンマ原	38	235	28.5	20			道路(120m)	無	田港(1)	H23.6.24	第358号
〃	〃	56	大保	大保	大保	35	310	60.0	26			道路(585m)	H10.2.10	大保	H23.6.24	第358号
〃	〃	57	津波(1)	津波	具志喜納原	42	270	71.7	26			国道(190m)、 道路(205m)	無	津波(1)	H23.6.24	第358号
〃	〃	58	津波(2)	〃	津波原	37	160	35.0	18			道路(310m)	無	津波(2)	H23.6.24	第358号
〃	〃	59	津波(3)	〃	桃原上原	50	225	40.3	18	神社	1	道路(100m)、 河川(60m)	無	津波(3)	H23.6.24	第358号
〃	〃	272	田嘉里(4)	田嘉里	中福地	32	235	21.9	10			道路(295m)	無	田嘉里(4)	H23.6.24	第358号
〃	〃	273	謝名城(4)	謝名城	根謝銘	38	210	31.3	14			道路(210m)	無	謝名城(4)	H23.6.24	第358号
〃	〃	274	喜如嘉(6)	喜如嘉	佐場原	36	90	59.1	0	保育園	1	国道(20m)	無	喜如嘉(6)	H23.6.24	第358号
〃	〃	275	喜如嘉(7)	〃	真謝上原	45	300	23.3	21			道路(340m)、 河川(205m)	無	喜如嘉(7)-1 喜如嘉(7)-2	H23.6.24	第358号
〃	〃	276	饒波(2)	饒波	渡口	45	135	64.6	0	高等学校	1	国道(25m)	無	饒波(2)	H23.6.24	第358号
〃	〃	277	饒波(3)	〃	〃	49	210	110.2	8	高等学校	1	道路(120m)	無	饒波(3)	H23.6.24	第358号
〃	〃	278	根路銘(4)	根路銘	島原	38	220	104.2	6			国道(190m)、 道路(205m)	無	根路銘(5)	H23.6.24	第358号
〃	〃	279	塩屋(5)	塩屋	兼久	37	50	17.7	0	保育所	1	道路(25m)	無	塩屋(5)	H23.6.24	第358号
	〃	280	塩屋(6)	〃	前川	30	185	67.4	16			国道(5m)、 道路(10m)	無	塩屋(6)-1 塩屋(6)-2	H23.6.24	第358号
	〃	281	屋古(2)	屋古	前田原	31	245	70.7	15			国道(215m)、 道路(220m)、 橋(1)	無	屋古(2)	H23.6.24	第358号
	〃	282	宮城原	宮城	宮城原	40	225	25.3	18			道路(105m)	無	宮城原	H23.6.24	第358号
	〃	283	津波(4)	津波	海染原	33	120	22.1	0	中学校	1		無	津波(4)	H23.6.24	第358号

資料編

所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置		地形			保全対策			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域			
				大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物	公共施設		箇所名	指定年月日	告示番号	
〃	〃	284	津波(5)	〃	具志喜納原	62	110	18.6	1	小学校	1	国道(45m)、道路(85m)	無	津波(5)	H23.6.24	第358号
〃	〃	285	津波(6)	〃	桃原上原	30	100	41.0	6	診療所	1	国道(30m)、河川(40m)	無	津波(6)	H23.6.24	第358号

注) 被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む)ある箇所

資料：沖縄県水防計画書

【急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)】

<自然斜面>

(令和3年4月1日現在)

所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置		地形			保全対策		急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域		
				大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共施設		箇所名	指定年月日	告示番号
北部土木事務所	大宜味村	12	喜如嘉(8)	喜如嘉	喜如嘉	40	37	62.0	1	国道(45m)	無	喜如嘉(8)	H23.6.24	第358号
〃	〃	13	饒波(3)	饒波	前田	30	47	58.8	1		無	饒波(4)	H23.6.24	第358号
		14	根路銘(2)	根路銘	島原	45	36	26.9	2	道路(60m)	無	根路銘(2)	H23.6.24	第358号
		15	根路銘(3)	根路銘	島原	55	36	19.9	2	河川(70m)	無	根路銘(3)	H23.6.24	第358号
		16	根路銘(4)	根路銘	島原	85	41	26.1	3		無	根路銘(4)	H23.6.24	第358号
		17	安根	上原	安根	110	31	24.3	4	国道(20m)、道路(110m)	無	安根-1 安根-2	H23.6.24	第358号
		18	押川(1)	押川	ウシチャ堂	20	56	8.0	2	道路(40m)	無	押川(1)	H23.6.24	第358号
		19	押川(2)	〃	〃	60	42	30.2	3	道路(90m)、河川(70m)、橋(1)	無	押川(2)	H23.6.24	第358号
〃	〃	20	押川(3)	〃	〃	52	41	21.0	2	道路(40m)	無	押川(3)	H23.6.24	第358号

資料編

所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置		地形			保全対策		急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域		
				大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共施設		箇所名	土砂災害警戒区域 指 定 年 月 日	告示番号
〃	〃	21	白浜(1)	白浜	白浜	170	40	70.0	4	県道(60m)、道路(60m)	無	白浜(1)	H23.6.24	第358号
〃	〃	22	白浜(2)	〃	〃	100	36	72.6	2	道路(175m)	無	白浜(2)-1 白浜(2)-2	H23.6.24	第358号

注) 被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所

資料：沖縄県水防計画書

資料編

●土石流危険溪流(Ⅰ)(所管:沖縄県北部土木事務所)

(令和3年4月1日現在)

水防管理 団体名	県 番号	水系名	河川名	溪流名	位置 (大字)	溪流概況			保全対策		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 法律による指定区域		
						溪流長 (km)	流域面 積 (k m ²)	平均溪 床勾配 (°)	人家 戸数 (戸)	公共施設等	箇所名	土砂災害警戒区域	
												指定 年月日	告示番号
大宜味村	57				安慶名	0.18	0.05	15	5	大宜味電話交換局、 沖縄電力、国道 331 号:0.08 km、塩屋保育 所	塩屋 302-A09-01	H27.12.18	第 646 号
〃	58				大川原	0.18	0.04	16	13	国道 331 号:0.05 km	塩屋 302-A09-02	H27.12.18	第 646 号
〃	59	屋古川		右支川	屋古	0.13	0.05	13	8	屋古公民館	屋古 302-A09-03	H27.12.18	第 646 号
〃	60	根路銘川		根路銘川	根路銘	1.50	1.09	4	21	国道 58 号:0.18 km	根路銘 302-A09-04	H27.12.18	第 646 号
〃	61	大兼久川		大兼久川	大宜味	2.48	1.22	3	1	大宜味小学校、国道 58 号:0.25 km、大宜 味幼稚園	大宜味 302-A09-05	H27.12.18	第 646 号
〃	62				大川原	0.23	0.06	11	11	国道 331 号:0.05 km	塩屋 302-A09-06	H27.12.18	第 646 号
〃	63	屋古川		屋古川	屋古	0.43	0.39	15	20	北部ダム大保出張 所、屋古公民館	屋古 302-A09-07	H27.12.18	第 646 号
〃	64	安根川		安根川	安根	2.18	1.74	3	5	国道 58 号:0.11 km	上原 302-A09-08	H27.12.18	第 646 号
〃	65				塩屋	0.15	0.04	13	10	国道 331 号:0.80 km	塩屋 302-A09-10	H27.12.18	第 646 号
〃	66	饒波川		左支川	前田原	0.35	0.15	17	5	饒波公民館	饒波 302-A10-01	H27.12.18	第 646 号
〃	67	大保川	大工又川		押川	0.90	0.71	5	5		押川 302-A10-02	H27.12.18	第 646 号
〃	68	外堀田川	石保川		喜如嘉	0.35	0.15	7	19		喜如嘉 302-A10-03	H27.12.18	第 646 号
〃	69	〃		石保川	玉合原	1.13	0.57	10	12		喜如嘉 302-A10-04	H27.12.18	第 646 号
〃	70	〃			根謝銘	0.13	0.02	20	12		謝名城 302-A10-05	H27.12.18	第 646 号
〃	71				大兼久	0.70	0.17	11	5	国道 58 号:0.13 km	大兼久 302-A10-13	H27.12.18	第 646 号

資料編

水防管理 団体名	県 番号	水系名	河川名	溪流名	位置 (大字)	溪流概況			保全対策		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 法律による指定区域		
						溪流長 (km)	流域面 積 (k m ²)	平均溪 床勾配 (°)	人家 戸数 (戸)	公共施設等	箇所名	土砂災害警戒区域	
												指定 年月日	告示番号
〃	72	外堀田川			謝名城	0.20	0.03	11	0	喜如嘉小学校	謝名城 302-A10-14	H27.12.18	第 646 号
〃	73	上原川		津波上原川	津波	0.60	0.15	14	23	国道 58 号:0.07 km	津波 302-A14-07	H27.12.18	第 646 号
〃	74				田港	0.23	0.13	28	25		田港 302-A14-08	H27.12.18	第 646 号
〃	75				津波	0.55	0.10	14	20	国道 58 号:0.09 km	津波 302-A14-09	H27.12.18	第 646 号
〃	76	ガジナ川		ガジナ川	〃	1.80	0.72	11	6		津波 302-A14-11	H27.12.18	第 646 号
〃	77	渡海川		渡海川	津波	1.88	1.01	8	17	国道 58 号:0.06 km	津波 302-A14-19	H27.12.18	第 646 号
〃	78	海染川		海染川	〃	1.25	0.26	7	0	大宜味中学校	津波 302-A14-20	H27.12.18	第 646 号
〃	79	渡海川			〃	0.53	0.09	16	26		津波 302-A14-31	H27.12.18	第 646 号

注) 土石流危険区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む)ある場合の当該区域に流入する溪流

資料：沖縄県水防計画書

●土石流危険溪流(Ⅱ)(所管：沖縄県北部土木事務所)

(令和3年4月1日現在)

水防管理 団体名	県 番号	水系名	河川名	溪流名	位置 (大字)	溪流概況			保全対策		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 法律による指定区域		
						溪流長 (km)	流域面積 (k m ²)	平均溪 床勾配	人家 戸数	公共施設等	箇所名	土砂災害警戒区域	
												指定 年月日	告示番号
大宜味村	23				根路銘	0.25	0.12	17	1	国道 58 号:0.06 km	根路銘 302-B09-09	H27.12.18	第 646 号
〃	24	饒波川			饒波	0.10	0.04	11	2		饒波 302-B10-16	H27.12.18	第 646 号

注) 土石流危険区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する溪流

資料：沖縄県水防計画書

資料編

資料6-3 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表

(令和3年4月1日現在)

土木事務所	番号	指定区域(位置)		面積 (ha)	地形			被害対策		指定年月日	指定告示 番号
		市町村	箇所名		傾斜角度	長さ(m)	高さ(m)	人家(戸)			
北部	I-56	大宜味村	大保		35	310	60	26	道路(585m)	H10.2.10	

資料6-4 土砂災害警戒情報の例

沖縄本島地方土砂災害警戒情報 第△号

平成××年××月××日 ××時××分
沖縄県 沖縄気象台 共同発表

【警戒対象地域】

名護市*

*印は、新たな警戒対象となった市町村を示します。

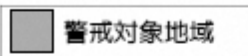
【警戒文】

<概況>

降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>


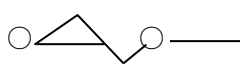

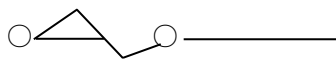
避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕】。
崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住いの方は、早めの避難を心がけると
ともに、市町村から発表される避難勧告などの情報に注意して下さい。



問い合わせ先
098-866-2410 (沖縄県海岸防災課)
098-833-4285 (沖縄気象台予報課)


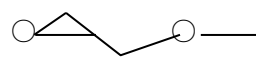
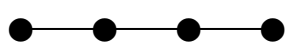
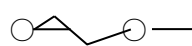
資料6-5 津波警報及び津波注意報の標識（予報警報標識規則）

津波注意報等

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報 標 識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報 及び津波警報 解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

- (注) 1 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。
2 「津波なし」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。

津波警報等

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報 標 識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報 標 識	(連 点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

資料6-6 避難促進施設一覧

津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域

No	施設名	施設区分	住所	連絡先
1	村立大宜味小学校	小学校	字塩屋 1306-6	44-1306
2	村立大宜味中学校	中学校	字塩屋 1306-6	44-2840
3	ぶながやっ子ハウス	放課後児童健全育成事業のよ うに供する施設	字塩屋 1306-6	44-6066
4	就労センターえすの里 グループホーム えすの里	就労支援施設など	字津波 418	44-2117
5	介護支援センターやんばる 相談支援事業所いっしん ヘルパーステーションいっしん	居宅介護支援 相談所 訪問介護	字津波 418	44-1919
6	有料老人ホーム おおぎみ	住宅型有料老人ホーム	字津波 419-9 2F	44-2390
7	おおぎみ居宅介護支援事業所	居宅介護支援	字津波 588	50-5755

7. 災害救助法関連

資料7-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号

別表第1（第2条関係）

厚生省 社会・援護局保護課（令和3年4月現在）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の供与	災害により現に被害を受け、または被害を受けるおそれのある者を収容する。	○基本額 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 ○加算額 冬季（10月～翌3月）： 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内 （但し厚生大臣の承認により期間延長あり）	1.費用は、避難所の設置（天幕借上等）や維持・管理のための人夫費、消耗器材費、建物等の使用謝金、高熱水費名並びに仮設便所等の設置を含む。 2.避難に当たっての輸送費は別途計上とする。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼または流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者。	1.1戸当たりの規模は地域の実情、世帯員構成に応じて設定 2.限度額1戸当たり 5,714,000円以内 3.同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 （規模、費用は別に定めるところによる）	災害発生の日から20日以内着工 （但し厚生大臣の承認により期間延長あり）	1.平均1戸当たり5,714,000円以内であればよい。 2.老人居宅介護等のため福祉仮設住宅を設置できる。 3.供与期間 最高2年以内
炊き出しその他による食品の給与	1.避難所に収容された者 2.全半壊（焼）、流失、浸水等の住家被害により炊事できない者	1.1人1日当たり （主食、副食、燃料費等） 1,160円以内 2.被災地から一時縁故先（遠隔地）等に避難する場合、3日分支給可（大人、子供の差別なし）	災害発生の日から7日以内 （但し厚生大臣の承認により期間延長あり）	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額内であればよい （1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	当該地域における通常の実績	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考								
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与または貸 与	全半壊（焼）、流失、 床上浸水等により、 生活上必要な被服、 寝具、その他生活必 需品を喪失、または 毀損し、直ちに日常 生活を営むことが困 難な者	1.夏期(4月～9月)、 冬季(10月～3月) の季別は災害発生 の日をもって決定 する。 2.下記金額の範囲内	災害発生の日か ら10日以内 (但し厚生大臣 の承認により期 間延長あり)	1.備蓄物資の価格 は年度当初の評価 額 2.現物支給に限る こと (単位：円)								
					世帯 区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人増 すごとに加算	
					全壊 全流 失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
						冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
					半壊 半流 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬	10,000	13,000	18,400	21,900		27,600	3,600					
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1.救護班…使用した 薬剤、治療材料、 医療器具破損等の 実費 2.病院または診療所 …社会保険診療報 酬の額以内 3.施術者…協定料金 の額以内	災害発生の日か ら14日以内 (但し厚生大臣 の承認により期 間延長あり)	患者等の移送費は、 別途計上とする。								
助産	災害発生の日以前ま たは以後7日以内に 分べんした者であっ て災害のため助産の 途を失った者 (出産のみならず、 死産及び流産を含み 現に助産を要する状 態にある者)	1.救護班等による場 合は、使用した衛 生材料等の実費 2.助産師による場合 は、慣行料金の2 割引以内の額	分べんした日か ら7日以内 (但し厚生大臣 の承認により期 間延長あり)	妊婦等の移送費は、 別途計上とする。								
被災者の救 出	1.現に生命、身体が 危険な状態にある 者 2.生死不明な状態に ある者	当該地域における通 常の実績	災害発生の日か ら3日以内 (但し厚生大臣 の承認により期 間延長あり)	1.期間内に生死が 明らかにならない 場合は、以後「死 体の捜索」として 取り扱う。 2.輸送費、人件費は 別途計上とする。 3.人の救出に限定 される。								

資料編

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅の応急修理	1.住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2.大規模な補修を行わなければ居住困難な程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり 595,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内	実情に応じ市町村相互間において、対象数の融通ができる。
	住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり 300,000円以内		
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯	生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用 生業費 1件当たり 30,000円 就職支度費 1件当たり15,000円	災害発生の日から1ヵ月以内	貸与期間は2年以内、無利子とする
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）または床上浸水により学用品を喪失、または毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒。（盲学校ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒も含む）	1.教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出またはその承認を受けて使用している教材実費 2.文房具及び通学用品は1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校生徒 5,200円	災害発生の日から ○教科書 1ヵ月以内 ○文房具及び通学用品 15日以内	1.備蓄物資は評価額 2.入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実績	災害発生の日から10日以内（但し厚生大臣の承認により期間延長あり）	1.輸送費、人件費は、別途計上とする。 2.災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

資料編

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、遺体に関する処理（埋葬を除く）を行う	洗浄、縫合、消毒等 1体当り3,500円以内 一時保存 既存建物借上費：通常の実費 既存建物以外：1体当り5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1.検案は原則として救護班 2.輸送費、人件費は別途計上
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際の埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12才以上） 215,200円以内 小人（12才未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	1.災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自力で除去することができない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内 （但し厚生大臣の承認により期間延長あり）	実情に応じ市町村相互間において、対象数の融通ができる。
輸送費及び賃金職員等雇上費	1.被災者の避難 2.医療及び助産 3.被災者の救出 4.飲料水の供給 5.死体の捜索 6.死体の処理 7.救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実績	救助の実施が認められる期間以内	

資料編

別表第2（第10条関係）

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行細則第4条第1号から第4号までに掲げる者	日当（1人1日当たり） 医師・歯科医師 24,500円以内 薬剤師・診療放射線技師・臨床工学技師及び歯科衛生士 16,000円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 14,900円以内 救急救命士 14,100円以内 土木技術・建築技術者 15,600円以内 大工 23,800円以内 左官・とび職 27,300円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当て及び旅費は別途に定める額
	政令第4条第5号から第10号までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料 7-2 被害状況の判定基準

被害区分		認定基準	備考
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。	
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。	重傷者又は軽傷者の区別がつかない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。	
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊又は半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな被害は除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、又は全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。ただし、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。
	公共建物	例えば市庁舎、保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。	
	畑の流失・埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱う。	
	文教施設	小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、大学、短期大学、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校、各種学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。	
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。		

資料編

被害区分		認定基準	備考
その他	港湾	港湾法（明治 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
	水道	上水道及び簡易水道で断水した戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱う。また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。	
り災者	り災世帯の構成員とする。		
発火生災	火災発生件数	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。	災害中間年報及び災害年報の際は、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設等とする。	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等とする。	
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。	
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。	
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害とする。	
	商工被害	物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

資料 7-3 災害救助法 様式集

様式 1 (災害救助法関連)

災害救助費概算額調
(災害名)

沖縄県〔沖縄市〕

種目別区分				員数	単価	金額	備考
I 救助業務に要した経費					円	円	
1 救助費							
(1)	避難所設置費	避難所		延人			
		福祉避難所		延人			
		ホテル・旅館など		延人			
		計		延人			
(2)	応急仮設住宅設置費	建設型仮設住宅		戸			
		借上型仮設住宅		戸			
		計		戸			
(3)		炊出しその他による食品の給与費		延人			
(4)		飲料水の供給費					
(5)	被服寝具その他生活必需品給(貸)与費	全壊(焼)流出		世帯			
		半壊(焼)・床上浸水		世帯			
		計		世帯			
(6)	医療及び助産費	医療		延人			
		助産		延人			
		計		延人			
(7)		被災者の救出費		人			
(8)		被災した住宅の応急修理費		世帯			
(9)		生業に必要な資金の貸与費		世帯			
(10)	学用品の給与費	小学校	教科書	人			
			文房具等	人			
		中学校	教科書	人			
			文房具等	人			
		高等学校等	教科書	人			
			文房具等	人			
計		人					
(11)	埋葬費	大		体			
		小		体			
		計		体			
(12)		死体の捜索費		体			
(13)	死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等		体			
		一時保存		体			
		検案		体			
		計		体			
(13)		障害物の除去費		世帯			
(15)		輸送費					
(16)		賃金職員等雇上費					
2		実費弁償費		人			
3		扶助金		件			
4		損失補償		件			
5		法第19条の補償					
II 救助事務に要した経費							
1		都道府県事務費					
2		市町村事務費					
3		法第20条第1項の求償に係る事務費					
(合計)							

様式 2 (災害救助法関連)

年度災害救助基金報告書

沖縄県〔大宜味村〕

概況	災害救助基金現在高 (年 4月 1日)		A	円	備考
	当該年度における災害救助基金最少額		B	円	
	差引過△不足額		$A - B = C$	円	
	当該年度要積立額		D	円	
	当該年度積立予定額		E	円	
災害救助基金運用状況 (災害救助基金現在高内訳)	法第 26 条第 1 号の方法			円	
	同条第 2 号の方法			円	
	同条第 3 号の方法			円	
	計			円	
前年度決算状況	災害救助基金現在高 (年 4月 1日)		F	円	
	災害救助基金最少額		G	円	
	差引過△不足額 (F - G)		H	円	
	要積立額		I	円	
	積立額		J	円	
	支出額		K	円	
	応急仮設住宅払下収入金		基金繰入額	円	
			その他	円	
	生業資金返還額		基金繰入額	円	
その他			円		

(注)「前年度決算状況」の各欄のうち、額が確定していないものについては見込額とすること。

様式 6 (災害救助法関連)

飲料水の供給簿

供給対象箇所の名称	供給期間 月 日～ 月 日	市町村名	大宜味村
		実支出額	備考
		円	
計			

(注)「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式 7 (災害救助法関連)

被服、寝具その他生活必需品の給与状況

住家被害程度区分		世帯主 氏名	基礎となっ た世帯構成 人員	給与月日	物資給与の品名			市町村名	大宜味村	実支出額	備考
			人	月 日					円		
計	全壊	世帯									
	半壊	世帯									

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊(焼)流失又は半壊(焼)床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄は、実際に給与した物品名を品名として記載し、各給与数を記入すること。
 4 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式 8 (災害救助法関連)

救護班活動状況

救護班
班長: 医師 氏名 印

月日	市(区) 町村名	品目	措置の概要	経費	備考
				円	
計				円	

(注)「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式 9 (災害救助法関連)

病院診療所医療実施状況

診療 機関名	患者氏名	診療期間 月 日	病名	診療区分		診療報酬		市町村名	大宜味村
				入院	通院	入院 点	通院 点	金額	備考
計 機関	人								

(注)「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

様式 10 (災害救助法関連)

助産台帳

分べん者 氏名	分べん 日時	助産機関名	市町村名	大宜味村	
			分べん期間	金額	備考
			月 日 ~ 月 日	円	
計					

様式 11 (災害救助法関連)

被災者救出状況記録簿

			市町村名	大宜味村
年月日 月 日	救出用機械器具等			備考
	機械器具等名称	数量	金額 円	
計				

- (注) 1 備考欄には使用した機械器具の使用用途概略を記載すること。
 2 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

様式 14 (災害救助法関連)

学用品の給与状況

学校名	学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳										市町村名	大宜味村	実支出額	備考
					教科書					その他学用品								
					国語	算数	理科	社会	その他	鉛筆	ノート	絵の具セット	習字セット	その他				
小学校		人																
中学校		人																
高校		人																

- (注) 1 当該様式は、小学校、中学校、高等学校等教育機関の別に作成すること。
 2 支給する学用品の品目については、教科書、文房具、通学用品、その他の学用品の範囲で個々の実情に応じて給与するものである。
 3 給与月日欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入する。
 4 給与品の内訳欄には、数量を記入し、備考欄には別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式 16 (災害救助法関連)

死体処理台帳

処理年月日	死体発見の日時及び場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理			死体の一時保存	市町村名	大宜味村	
			氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額		検案料	実支出額	備考
計		人									

様式 17 (災害救助法関連)

障害物除去の状況

整理番号	住家被害程度区分	除去に要した期間 月 日 ~ 月 日	市町村名	大宜味村	
			実支出額 円	除去に要すべき 状態の概要	備考
計	半壊(焼)	世帯			
	床上浸水	世帯			

(注) 1 除去に際し、複数の業者が施工した場合はその旨を備考欄に記入すること。

様式 18 (災害救助法関連)

輸送記録簿

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等			修繕				市町村名	大宜味村	備考	
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕 費	故障の 概要	燃料費		実支 出額
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
月 日					円				円		円		
計													

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
 2 県又は市町の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。
 4 借上等に「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

資料編

(実費弁償)

様式 19 (災害救助法関連)

(1)令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者の従事状況

職種	従業員数		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額				市町村名	大宜味村	算定基準による算定額	備考
	実人員	延人員			日当	旅費	時間外勤務手当	計				
医師及び歯科 医師	人	人			円	円	円	円		円		
薬剤師												
保健師・助産 師・看護師												
土木技術者												
建築技術者												
大工左官及び とび職												
計												

(注)「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式 20 (災害救助法関連)

(2) 令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

業者		従事者		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額	備考
業種	数	実人員	延人員				
		人	人			円	
土木建築業者							
地方鉄道業者							
軌道経営者							
自動車							
運送事業者							
船舶運送業者							
港湾運送業者							
計							

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

資料編

様式 22 (災害救助法関連)

(4) 損失補償費の状況

種類	実支出額	積算基礎	備考
計	0		

(注) 1 「種類」欄には、法第 26 条の管理、使用、保管および収容の別に区分して記入すること。

2 「基礎積算」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること。

3 「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること。

資料編

様式 23 (災害救助法関連)

法第 19 条の補償費の状況

区 分	実 支 出 額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
1 人 件 費		円	円	
(1) 旅 費				
(2) 役 務 費				
(3) 時 間 外 勤 務 手 当 及 び 深 夜 手 当				
2 救 護 所 設 置 費				
(1) 救 護 器 材 費				
(2) 消 耗 器 材 費				
(3) 借 上 料 損 料				
3 救 護 諸 費				
(1) 薬 剤				
(2) 治 療 材 料				
(3) 医 療 器 具 破 損 料				
(4) 衛 生 材 料				
(5) 死 体 の 処 理 費				
(6) そ の 他				
4 輸 送 費				
5 賃 金 職 員 等 雇 上 費				
6 そ の 他 の 費 用				
7 扶 助 金				
(1) 療 養 扶 助 金				
(2) 休 業 扶 助 金				
(3) 障 害 扶 助 金				
(4) 遺 族 扶 助 金				
(5) 葬 祭 扶 助 金				
(6) 打 切 扶 助 金				
8 事 務 費				
(1) 消 耗 品 費				
(2) 通 信 運 搬 費				
(3) そ の 他				
計				

(注)「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。

資料編

8. 災害通信

資料8-1 自衛隊の災害派遣要請系統図

付表（最寄部隊一覧）

区分	名称	住所	電話番号
陸 自 衛 上 隊	八重瀬分屯地	島尻郡八重瀬町字富盛 2608	098-998-3437
	南与座分屯地	島尻郡八重瀬町字安里 569	098-998-3437
	知念分屯地	南城市知念字知念 1177-2	098-948-2814
	白川分屯地	沖縄市字白川 119	098-938-3335
	勝連分屯地	うるま市勝連内間 2530	098-978-4001
航 自 衛 空 隊	与座岳分屯基地	糸満市字与座 1780	098-994-2268
	知念分屯基地	南城市佐敷字佐敷 1641	098-948-2813
	恩納分屯基地	国頭郡恩納村字恩納 7441	098-966-2053
	宮古島分屯基地	宮古島市上野字野原 1190-189	0980-76-6745
	久米島分屯基地	島尻郡久米島町字宇江城 山田原 2064-1	098-985-3690
自衛隊沖縄地方協力本部	那覇市前島 3-24-3-1	098-866-5457	
自衛隊沖縄地方協力本部石垣出張所	石垣市字登野城 55 合同庁舎内	0980-82-4942	
自衛隊沖縄地方協力本部宮古島出張所	宮古島市字下里 1016 合同庁舎内	0980-72-4742	
自衛隊沖縄地方協力本部名護地域事務所	名護市大西 1-21-27	0980-52-4064	
自衛隊沖縄地方協力本部沖縄募集案内所	沖縄市美里 1-2-9	098-937-1608	
自衛隊沖縄地方協力本部島尻分駐所	糸満市西川 18-13 あがりえビル 1F	098-992-4141	